

伊予浮穴郡拜志郷上林

杓の風土史



伊予浮穴郡拜志郷 上林

村の風土史

森 常蔵

村の風土史／目次

まえがき

一、むらの歩み……………	9
二、神々の集落……………	13
エッセー おきせさん	
三、警女 <small>こせじ</small> 石物語……………	24
四、花山城と森伊豆守……………	26
五、村の百姓と生活……………	38
エッセー 山とめの道	
六、上林村庄屋他村役人……………	47
七、ゆうげ塚物語……………	52

八、上林が産んだ力士傳……………	60
エッセー 森治左衛門文仲について	
九、まぼろしの宝曆事件……………	66
十、平岡氏系図の行方……………	90
エッセー 上林字小根本森氏について	
十一、拳骨和尚物外不遷傳……………	118

筆者略歴

まえがき

傳誦される史話は代々傳承されていく間に傳える人と聞きとめる人によって大きく、ときには微妙に異なったものともなる。この地にもそれを物語る好事例に次の古文書がある。

この文書は享和三年亥（一八〇三）二月に、上林村八代目の庄屋森林左衛門が誌したもので、当時藩庁よりのお達しにより村々の庄屋がその村に傳わる史話を上書したものの一環であることは、そのうちの浮穴郡上村うえむちの庄屋よりの上書の冒頭に。

古き申し傳えこれあり候はばお達し申し上ぐべき旨仰せ聞けられ承知仕り候、則ち左の通りに御座候と述べていることよって知られる。

このとき上林村庄屋森林左衛門よりは左の文書を上書している即ち
 与（予）州松山浮穴郡拜志郷上林邑（村）森伊豆守殿古城花山城と申し傳える。古に

大野直茂殿ために落城す、右城の南に当って大野陣と申す所有り、此所に陣を取り数日責め戦うといえども落難く、月日を重ねて兵糧につきさせ、よんどころなく城内より打って出でさんざんに戦う。此の時大野方、態むねと負け色を見せて遅越おそえまで引き退き、此所に陣を取り、城方は勝に乗って遅越の下まで追い掛け来る。其の時大野方の侍四茂太郎、加茂治郎兄弟、とりで越の向う二つの峯に忍び居て城方を遅越ととりで越の間に取はさみ、さんざんに責め戦い終に伊豆守殿亡じたまひ此所を爾今じこん死出が成なると申し傳え、とりでこへをとり越と唱え、兄弟のもの忍び居り候二つの峯を四茂カ滝加茂カ滝と申し傳える由、古き者より承り傳え申し候

亥二月

庄屋林左衛門

この林左衛門の文書は天文二十二年（一五五三）久万山の大除城主大野紀伊守利直がこの地の花山城攻畧のことを述べたものであるが、事件以来二百五十年を経た林左衛門の當時は村の古老をはじめ庄屋に傳えられていた事実は森伊豆守（家継）は大野勢と戦った花山城主であったという認識である。

しかし実はその森伊豆守は実は花山城を攻畧した大野氏の旗下でその後大野氏の枝城となった花山城の城代となった人である。

このことは大野家文書や多くの史書によって今日普くあまね正史として認められているところであるが、この史実が村人に知られるようになったのは庄屋林左衛門の子九代目庄屋森源太左衛門の代文化二年以後のことである。

これはその一例にすぎず過去のこととは誤って伝えられることが往々あり、過ちは更に過ちを生む事例もあるであろう。

ここには真実の陽の目を見ることもなく埋もれて失うかも知れない傳誦を史実により正しく伝えたいとの思いから幾篇かの物語りについて書き留めることにした。

記述の順序は必ずしも年代を追ったものではない。夫々一篇の読みものとして纏めたものである。ゆうげ塚物語りは直接上林村のことではないが享保饑饉時の隣村のこの状況より推して村の先人達の山に密着した生活はその山野の恩恵によって庇護されてきたことを連想して祖先と自然を偲ぶよすがとした。

また拳骨和尚の物語りについては村にはその資料もなく一部連想によるお断として軽く読み流して頂きたい。また歴史上この地に多大な影響を及ぼして来た荏原郷中世の平岡房実の嫡男由並耆岐守通資の末裔についても特に一篇を掲げ郷土に繋がる歴史ロマンとして一読を願えれば幸甚であり他は資料等について能う限り広く先人の記録文書や史蹟を参考にと心得てきたが。より詳細な郷土歴史探究の一里塚となることを希って止まない。

平成九年六月

森 常 蔵 識

むらの歩み

このふるさとの歴史を辿^{たど}ってゆくとき、それは途方もなく遠く、はるかな遮蔽^{しゃへい}雲の彼方である。

そのことは当時交流もあつたであろう隣接地の処々より出土する縄文、古墳時代の遺跡や遺物によって窺い知ることが出来る。

それが文書によって知られるようになったのは久しく下って蘇我氏の滅亡（六五五）後、大宝律令が制定された大宝元年（七〇一）以後のことである。

全国を畿内七道五十八国三島に分った。四国は南海道の内に入り、この地を伊予国と稱した、伊予国は十四郡でありこの地は浮穴郡と呼ばれ、文書に頭れるのは大宝律令制定時より後れること四十七年の天平十五年（七四三）のことである。

郡の下には行政区として里を置いた、里は、後奈良時代に入って霊亀元年（七一五）に郷と改稱した。更にのち天正八年（一五八〇）織田信長が大和検地を始めるにあたって郷を廃して村と改めたと云う。一説には文禄元年（一五九二）の検地に於て秀吉が之に改めたと云う。

浮穴郡は概ね伊予川（重信川）の南岸に位置して井門郷、拜志郷、荏原郷、出部郷の四郷で形成され、元は久米氏の分れである浮穴直千継に賜ったと云われているが自然の大川（伊予川）の流れは永く行政区画の障壁になっていたようだ。

拜志郷は上林、下林、則之内、井内の四つの里で主として同族の主長を中心とする集団であったといわれる。

大宝律令（七〇一）によってはじめて上林の名稱が公文に示されている。即ち今日より凡そ千三百年のむかしこの上林の里に人の集落が営いとなまれていたことが記録されているがその他のことについては詳しくは分っていない。

古蹟史に仁平三年（一一五三）源三位頼政が怪鳥を射たる恩賞として上林、下林、津吉、



上 林 遠 望

惠原、淨瑠璃寺五邑を賜う、頼政官司を置き租税等の事務を執らしむ、その官舎跡は惠原町村の新居純屋敷であると謂われ、また二名集にも土岐頼政ゆゑを射たる功によって所領七百二十町田窪、津吉、上林、下林等らを給うとあり、漸く具体性を帯びたち邑の姿が史上に顕れてくる。

拜志郷のうち林村を上下に分って上林村と下林村としたのはずっと下って正保三年（一六四六）のことであると誌したものである。広範な浮穴郡を上下に分って上浮穴郡と下浮穴郡としたのは、近く明治十一年七月二十三日大政官布告で郡区町村編成

法によって分合されたものであるが既に藩政期に於ても久万山地方は地理的に辺境にあつたため別に代官を置いて収納等に當ったことが多かった。

明治二十三年上林村、下林村、上村の三ヶ村が合併して拜志村が誕生した。明治三十年郡の廃止分合によってこの地は更に下浮穴郡より温泉郡となった。

更に昭和三十一年重信川を隔てた北側の北吉井、南吉井の両村と拜志村の三ヶ村が合併して重信町が生まれたのは重信川の架橋によって両地区が結ばれるようになり、古来よりの大川による障害を退けた画期的なことであった。今を去る千三百年大宝律令制定当時の昔より一個の団塊上林の邑むらとして歴史的には川南に連なる荏原郷、更には久万山との関係が深かった土地である。

神々の集落

此の里の産土神うぶすまのみ拜志神社は上林部落二百戸の氏神であり、また鎮座地下林八幡の人々も深い信仰を捧げている。古来この里の豊饒と平和の守護神である。

御祭神は正八幡大神と稻荷大明神である。神社の縁起は社伝及び「伊予古蹟誌」「伊予浮穴誌」「伊予漫遊記」等の古書を総合するとき、正八幡大神は清和天皇の貞観元年（八五九）の八月、豊前の国宇佐神宮より御分霊を山城国男山石清水八幡宮へ御奉還の途中、御座船大時化しげに遭い、伊予松前の浜に難を避け風波の治まる間寄港した。この時下林別府に拠をもつ者、その宗主河野氏の信仰により御分霊を当地に勧請し、この地の産土の大神として齋いき祀るに始まるとある。その後弘安四年蒙古の大軍筑前博多に來襲のとき、郷土の将河野通有主従この社に祈願し大いに奪戦し勝利をおさめたる報賽として神田、神鏡等

多数を寄進し奉り、ために又の名を「鏡ノ宮」とも崇め稱し奉る様になった。

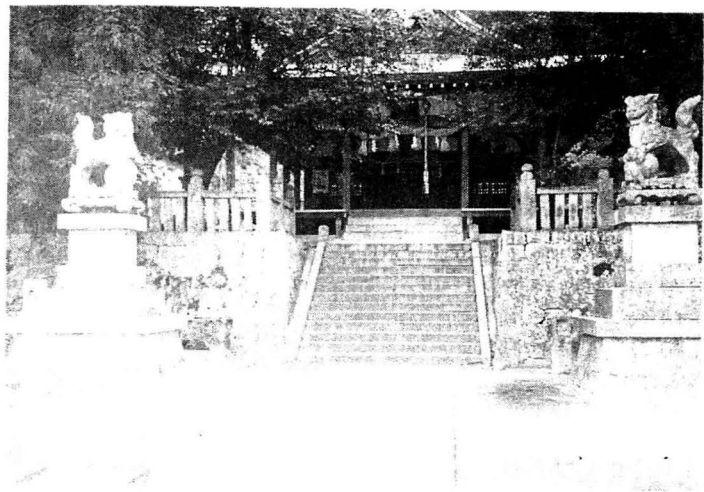
また稻荷神社は、古く花山（上林）の里に現われ給いし老翁を祀る社があり、のち弘仁九年（八一八）九月九日、山城の国稻荷山より越智宿禰、この里の豊饒を願って稻荷大社の御分霊を勧請し稻荷大明神を奉稱し齋き祀る由。

天正十八年太閤秀吉の治政中、正八幡宮へ合祀すと誌す。

天正二年荏原の前の城主由並孝岐守通資、同八年志津川岩伽羅城主和田山城守通勝両所より参道神田等寄進のことあり。

社殿等築造の記録は延宝六年（一六七八）拜殿、寛保三年（一七四三）宝暦五年（一七五五）本殿を夫々改築あり、降って明治二年玉垣、同十年木造大鳥居の修改築がなされた。

その後社殿は二〜三百年を経過し老朽甚しく、修改築は焦眉の急務として懸案中のところ、昭和四十四年〜四十六年にかけて本殿の大修築、拜殿の改築、大鳥居の石造改築等が踵を接してとり行なわれた。更に拜殿の南に周囲に濠を巡らした境内社の蔽島神社も同六十二年に改築された、この旧社殿はその基構よりして古い時代よりの鎮座と推測されるが



社 神 志 拜

その沿革については不明である。

古代行政区を定むるに「戸」を基とした、一戸は概ね七十〜百人の一族の集団であった。概ねその五十戸を以って「里」とした。奈良時代に入り霊亀元年に至り「里」を「郷」と改稱した。律書残篇、和名抄等に見るに、伊予浮穴郡は井門、拜志、荏原、出部等々の郷よりなり、拜志郷は上林、下林、則之内、井内等の地域より成る。

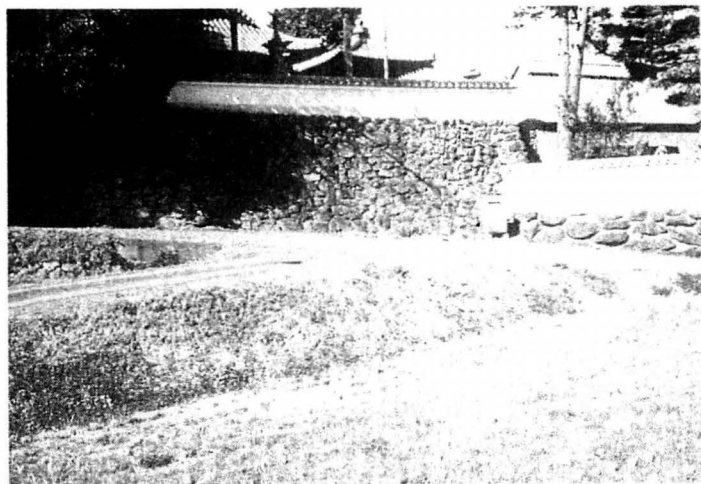
大正四年県の指令により、この社を拜志神社と尊稱し奉る。千何百年由緒古き拜志の名稱をこの社に留めたことは蓋し深遠なる意味をもつものといえよう。



城山天満宮

消長隆替が繰り返されたことと
思われる。その中には千年の歴史を秘めるものもあったかも知れない。
且つての時代村人は山辺の木蔭の中に建てられたこれら祠堂の御前に額かづき蒼い月光の木洩れる中に、何を祈願し何を念じたことであろうか。

院、坊の中には我が国古来の



吉祥山法蓮寺

また村の大方を檀徒とする吉祥山法蓮寺は真言宗豊山派で御本尊は十一面観世音菩薩である。その開山縁起については、文政二年（一八一九）四月八日住職堯映のとき出火により御本尊をはじめ、檀徒の過去帳他悉く灰燼に帰し不明になった。堯映の師堯音和尚は松山市立花橋他、幾多の橋梁の架設等公益に盡し著名であるが文政三年十二月、当寺の火災等による心労も重なったのであろうかこの寺で歿した。

村より祭祀に係わった城山天満宮、茂山しげのやま神社、荒谷の山之神社などの他に、この上林村内には古来、小寺院や小社の堂祠は他

郷に比し極めて多く、むかしは神々の集落の感さえあったであろうか。数々の祠堂の由緒も今はさだかでなく、その近隣の小組を中心とした講中によって祭祀が行われたものであろう。その縁日には講中によって通夜が行われ、或は念佛が唱された。それも時代により

山嶽信仰の神々も多く、五本松の金剛院、場所不明の千香院などは石鉄山蔵王権院の末院であったことが文政五年（一八二二）の他村に残る古文書によってしるされている。当時金剛院には住持として泰周という修験者が居住していたことが判っている。また他の寺堂



五本松 金剛院

の中にも墓石等により住持が居たことを物語っているものもある。熊野信仰や法華の行者、その他諸々の行者が夫々の教義により風雨順調、五穀豊饒或は怨念の退散、難病の平癒に奇蹟を信じて信仰をあつめていたものであろう。

土地住民に関係する向としては札幌の森御前宮は慶安年中

（一六四八～一六五二）元当地の花山城主森伊豆守を祀ったものであるとされ、花山の安井神社は大阪落城後失脚した、土佐の長曾我部氏の家臣佃一族が御神体（実は出雲大社の御分霊）を背負い、山を越えてこの地に來たり祭祀するに始まると云う。

その他のものについては伝承もなく不明であるが、往時乏しい生活の中に淨財をもって数多くの堂宇を營繕し、こころ豊かに祭祀をつづけてきた人々の生活は想像も及ばぬ清閑に輝くこころの世界であったであろう。

その由緒ゆいじを尋ねることも出来ないままに、今僅かにその祠堂の跡を伝承によってのみ知られるようになったものもある。

明治維新時、神佛混淆禁止の令により、国家神道を奨めた。廃佛毀釈きせきの浪は諸々の小社院、坊は淫祠邪教として撤去を命ぜられたものも多く、信教の革命が押し進められた、これより大正期に至り漸次廃止統合へと凋落の一途を辿った、西欧物質文明の影響が大きく信心のこころを希薄にしたことは否めない。

これら小社の多くは城山天満宮の境内社に合祀された、この社を一名合社さんと呼んだ。



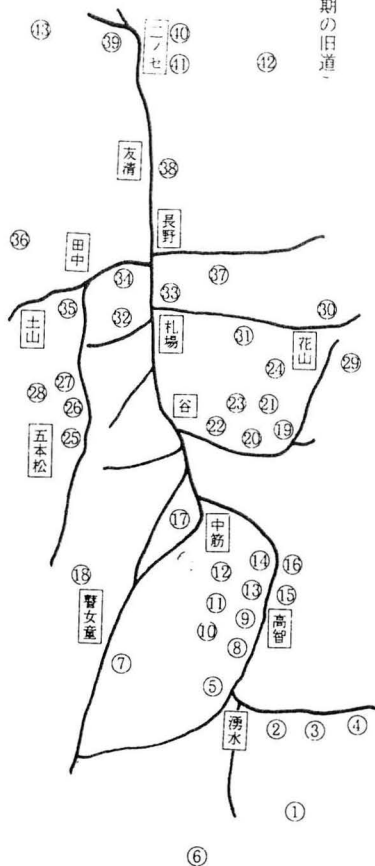
寺 林 長

しかし世は巡り、昭和初期より大東亜戦争へと進行するにあたり、神道の昂揚と神々の総動員ともいうべきであろうか、小社の中には再び元の宮居に遷座されたものも多々あった。

他に江戸時代に建立された、日本回国の石塔が多く見られることも、多くの修験者や、その信仰者をもった土地柄の一端を顕しているものであろう。

図は小社、祠堂等の所在地の概要を示すものであるが、既に不明、不詳のものもある哉と危惧される。

（道は大正期の旧道）



- | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| ① 茂山神社 | ② 天王神社 | ③ 白尾神社 | ④ 山之神社 | ⑤ 一の前之神 | ⑥ 龍王神 |
| ⑦ 天王社 | ⑧ 荒神社 | ⑨ 金刀比羅社 | ⑩ 三嶋神社 | ⑪ 不動院 | ⑫ 八王子社 |
| ⑬ 南香院 | ⑭ 宝生院 | ⑮ 風宮社 | ⑯ 金刀比羅社 | ⑰ 斎院 | ⑱ 蛇泉坊 |
| ⑲ 六王子社 | ⑳ 新蔵坊 | ㉑ 三寶社 | ㉒ 和霊社 | ㉓ 天王社 | ㉔ 愛宕社 |
| ㉕ 十王社 | ㉖ 金剛院 | ㉗ 安井神社 | ㉘ 牛頭天王社 | ㉙ 長林寺 | ㉚ 森御前宮 |
| ㉛ 法蓮寺 | ㉜ 真名井神社 | ㉝ 城山天満宮 | ㉞ 天満宮 | ㉟ 天満宮 | ㊱ 荒神社 |
| | | | | ㊲ 東権現社 | ㊳ 奈良原社 |

エッセー

おきせさん

大正末年前後私の通った上林小学校は御存じ皿ヶ嶺の北斜面に位置し、山と山との中に二百戸にも満たない農家の点在する山里にある、学校は現在校舎の二代前の平屋建て木材校舎であった。学校の東方、指呼の間を距てて険岨な岩山が突起し、戦國のむかし森伊豆守の拠ったと云う花山城塞跡の山がある。春には松の翠に混って椎の白い花が浮き立ち、秋には点在する紅葉が美しかった。この山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員は校長以下五名で、三年生と四年生は複式授業である。

ある。

このおきせさんにはたしか兄佐太郎、そして弟にとよさんという二人の息子さんがあった。でっぴりと太った元気そうな青年は他郷に住んでいるらしく時どきしか見かけなかった。おばあさんは学校にほど近い元天野家の屋敷跡近くに住んでいた。二間四方程の小さい茅葺きの家であった。このおばあさんは何の用があったものか、時たま私の家にも訪れた。その都度冬でも軒先に履物を脱いで家の中に遠慮そうにはいって来た。小学校入学前後の私の眼にも奇妙に感じられた。

そしてこのお婆さんはたしか大正の末年に近い頃迄は引きつづき学校に奉職していたように思う。その後のことについては一切記憶にない。

つい先年、善福寺の元森庄屋家の墓地を改修す

あった。

おきせさんという小使いのおばあさんがいた。少し腰の屈みかけた姿勢の、この律義のかたまりの様なおばあさんは何くれとなく子供の面倒をよくみた。私も転んで脛をすりむいたときお婆さんから手当てをうけた思い出がある。小使室の出口に深く水が冷たい井戸があり、のちに手押ポンプに替わったけれど、入学時は滑車を利用した木桶のつるべであった。たえず水を飲みにくる子供達のためにお婆さんは滑車を繰って水を吊り上げたり、極寒期には清掃用にこの水を大釜で沸かしてくれた。その井戸の少し西側に大きな楓と梢小さい一本の椎の木があった。箒を片手にいつも指先から水滴がされたこともない程忙がしげに動きまわっていた老婆の姿が、この木と共に印象的である。

るとき、その隣に自然石の大きな無銘の墓石があり、誰のお墓だろうということになったとき、事情を知る人があって聞くところによると、これがあのおきせさんのお墓だということであった。おきせさんは明治末年頃迄元森庄屋家やその親籍の天野家に奉公していたということであり、両家が松山市に去ったあと小学校に奉職していたのであろうか、そんな過去の縁由でここに葬ったのであろうということであった。

むかしから現代への移り代りの中に邑の子供達のために身を粉にして働いていたあの昔気質のおきせ婆さんのお墓である。

瞽女石物語

伊予の古い史書にこの物語りは述べられている。その時代も筆者も不明であるが可なり古い時代のものと考えられる。

その意味を詳述すると次の様なものである。

瞽女石という石があります。むかし一人の瞽女、つまり三味線杯なまを弾き歌を唄いなどして糊口をつなぐ薄幸の女性が道を迷ってこの土地の人に道を尋ね助けをもとめました。

多分一宿一飯を乞うたものと思われます。昔は上林峠を越えて久万郷へ至る山路が繁く用いられていました。久万郷には四十四番札所の菅生山大宝寺や、四十五番札所の海岸山岩屋寺の霊場があり。山中ながら信仰の里として訪れる人も多かつたようです。

さてこの時む邑人達はこの瞽女に一飯の施しもせず願いを聞いてやらなかつたため。杖を

瞽女石

頼りに重い足を曳きずって山路を登っていききました。そして力尽きついに飢えて死に、この石になったとも、また或る人は瞽女はこの石に寄り憩つたまゝ死んだとも云います。

その石は集落より略千メートル程も登つた久万郷川瀬村畑之川への通路の傍にあります。

その後どうしたものか此の邑里むらごとに病氣杯なま奇怪が瀕発します。そこで邑人達は瞽女の怨霊の祟りであると畏れ祈禱師おそに頼んでその悪霊をうち払う大護摩祈禱会を行いました。



後世この物語りに附会した戯作もあるようですが意味のないものです。この物語りは困窮者への労りと慈悲心の功德を訓えた物語りです。

瞽女石は莊嚴な巨石で昔日の如く旧山路の傍に在って何事かを語りかけているようです。今日も地元民の祭祀の塔婆や訪れる人の杖等が奉納され、薄幸の瞽女の霊を供養しています。

花山城と森伊豆守

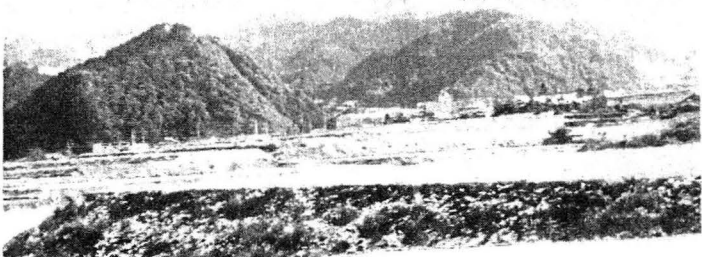
むらの中心部、林川の右岸に屹立する山砦花山城（天神森城）は何時の時代から築かれていたのか、その起源は判っていない。

浮穴郡面河に若山城を築き、これにいた菅氏の伝えによると、菅氏は遠祖を菅原道真公に発し、尾州阿久比あぐいの久松一族で、のち伊予に來たり河野氏に仕官した。伊予入国から三

代、菅式部介菅原高善のとき、道後平野の東のはづれ浮穴郡拜志郷の花山城主であったが、文中三年（一三七二）小笠原兵庫頭政長という者に攻められ、城を退き山を越えて面河に至り若山城を築いたと云う。

その後暫くしばらく花山城主の消長変遷については不明であるが天文年中（一五三二〜一五五五）河野家の執事として重きをなす、荏原郷の棚居城主平岡大和守房実の属城となり、城代相原土佐守が之を守っていた。

花山城の北麓にある城山天満宮については仁和四年（八八八）菅公來輿の地に祀る、との説もあるが、斯ういう説は全国に弥漫びまんしているので信用し難い。



花山城跡と大野陣跡

別に社記には、天文年中平岡主水（房実）相原土佐をして之に居らしむ、とあり居城鎮守の神として祀ると。その陪臣菅能伊織なるもの社殿を修理し、夏季祭典を修し継承して今日に至ると謂う。

これを思うとき、菅氏この城に在るとき、その遠祖菅原道真公を城の守護神として祀ったことに始まるものではないであろうか。そうして此の頃花山城を別名天神森城と呼ぶようになったことも考えられる。

戦国期各地にあった斯うした城砦は、堂々たる威容を誇る建造物をもった城郭ではなく、有事のとき臨時に楯籠る據点で、攻めるに難く、守るにも水や兵糧等の補給において長期持久には適しないものが多く、花山城の場合もこの例外ではない。

花山城への城戸口はその東南、花山集落より尾根伝いに間道があり、城の本丸より五十米と離れない所に敵の進攻に備えて二ヶ所の掘り割りが設けられていた、往時を物語る城の遺構であったが、昭和末年に至りこの尾根に沿って自動車道が設けられ、古の遺構も潰され、城台や二ノ丸と覚しき平地も重機により削平され、城台の平地は倍増された形にな

り。二ノ丸と覚しき平地に連なって西側も削平され元の姿とは異なったものとなった。史績保存の声が高い中で天文の昔を偲ぶ遺跡が知らぬ間に簡単に葬り去られたことは郷土のために真に残念なことである。

戦国期城台には雨露を凌ぐ多少の施設もあったことを物語るものであろうか、麓の川より運ばれたと思われる多少の川石が現存していた。戦国期各地に在った斯うした小城砦は秀吉が全国平定後、一国一城の他は命により取り毀されたと史書は伝えている。

伊予に覇を唱えた河野氏もその晩年は勢威も不振で旗下の武将の間にあっても勢力の消長によって利権の侵犯が絶えず相争う弱肉強食の戦国時代であった。

荏原の平岡房実に伯仲する有力者に久万山の大除城主大野紀伊守利直があった。予陽河野家譜の記述によると、利直は天文十三年（一五四四）同郡小手滝城（川内町井内）の戒能伊賀守通達を攻めた、通達は城の飲料水を断たれて保つを得ず、暗夜に城を遁れて要害大熊山城に移って抗戦し、次第に戦況を挽回し大野軍は処々の戦で敗れ、ついに旗を巻いて久万山に引き揚げざるを得なかった。

利直はこの敗戦は平岡房実や久米郡岩伽良城主の和田三河守通興らが戒能氏を援けたためであるとして深く遺恨を抱くようになった。

利直は兵を養い鍛えること九年、ついに天文二十二年八月この鬱憤を晴らすべく兵を發

してこの度は平岡氏の枝城である上林の花山城を襲ったことが述べられている。

大野軍は花山城の南方指呼の間にある高籓に陣を進め対決した。この陣地を上林の地元では大野陣と呼び、今では訛って「おのじ」と云う。両軍互に攻防があったが大野軍は陽動作戦でわざと敗け色を見せて皿ヶ嶺

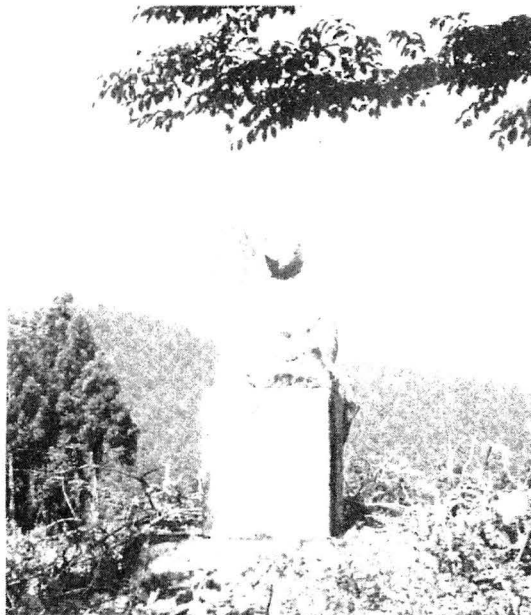


カモガタキ西方に在る矢取り地藏尊

山麓に向かって潰走した。相原軍は勝機至ると勇躍して山中に突入した、大野方の思う壺である。予め山中に待機した伏兵によって之を包囲した。術中に嵌った相原軍は四面楚歌の中に悪戦苦闘し死屍は山を築いた、上駄馬の千人塚はその屍を合葬した処である。のち

江戸期に至り供養のため地藏尊が祀られた。

また一方上林峠、遅越附近の戦では矢取り地藏東方に追撃した一隊は白糸滝上流の東側にそそり立つ二つの嶽上に待機した大野方の四茂太郎、加茂治郎兄弟をはじめ、死出ヶ成周辺の伏兵により殲滅された。この岩山は二人の名に因んで四茂ヶ嶽、



上ダバに在る千人塚地藏尊

加茂ヶ嶽と呼ばれている。矢取り地藏は此の地に散華した兵の鎮魂の為に安政四年に至り祀られたものである。

大野紀伊守はこの大勝によって宿怨を晴らし凱歌をあげて久万山に引き揚げた。
花山城敗戦の守将相原土佐守は辛くも命を捨てて在元の棚居城に逃げ帰った。

大野利直は奪い取った花山城を守るため、同郡久保野（窪野）の真城ヶ嶽の城主である騎下の森伊豆守家継を花山城代とし、その三人の子帯刀家重、民部家員、三郎太郎（三郎兵衛）家元や菅右衛門尉以下手勢五百騎を以って之を守らせたとある。森伊豆守もこの戦に寄手の大野軍の将として戦勝に貢献したものであろう。

戦国の世とて兵農一致の時代であるから、平時は農業を営み有事のときは武具を執って合戦に参加したものであろう。尔来森伊豆守家継は元龜三年（一五七二）迄は大野氏の寄騎であった。

森伊豆守家継の出自については伊豆守妾腹の子家員の後裔と云われる現重信町野田の徳威三嶋宮の宮司である別府氏に伝わる「源姓本名森氏畠山之系図」がある。森伊豆守家継

家継

源太郎 畠山森威 森大藏
 明應四乙卯年正月二日生於宿州
 大内管母大内介義兵女
 四歳中秋被托移于豫州吉藤館
 伊豫国地信各
 從五位下右内介伊豆守
 永正六巳巳年十月將軍家通討
 住々木氏細之持河野通宣通立又
 子年七十餘騎到于江州家通十五
 歳牙重授十四歳合乃豫州令忠義
 依任佐官右等 同八年未年八月
 十三日新將軍家丹州龜山御邊發
 之時供奉之 同十交而年二月發
 中郡宮遠江寺堂細女仲人守津城
 主大野安基寺立家也 同月七日
 日河野時通殿家地元弟大野立家
 寄所所被遣從是局久保所立城藏
 城主 天文十二年八月十六
 日大野紀伊守利直攻浮光郡林野
 花山城平因大和守唐實城代相原
 土佐雖防戰不待但注落於是利直
 致往平將胸從是家地馬花山城代
 也 又正元交而年正月諸新一時
 合衆十四家内也 同二戊午年五
 月十六日年去八十歳

別府氏所有 森系図中の森伊豆守家継の項

に至るまでの二十一代の事績について詳細なる記事は茲には割愛して代々の名のみを誌るすと、清和源氏に発した由緒ある家系の末葉である。清和天皇―貞純親王―源経基王―満仲―頼光―頼義―義家―義親―家信―家親―家重―勝家―忠家―利家―兼家―基家―家孝―家澄―家斉―家祐―家定―家則―家継に至っている。この系図について特筆すべきは、その冒頭に珍らしくも家紋の由来と変遷について詳しく書き誌されている。茲にはその変遷について略記すると。はじめ家信のとき違枝の桜花に二羽の鳩を配した「加護ノ紋」を常紋としたが、

のち祖父義家へ長治二年（一一〇五）歿より「朝日に一羽の飛鶴」を絵描いた紋を賜わり之を替紋として用いた。更に二代を経て、重家元服の治承二年（一一七八）その外戚の叔父、秩父ノ太郎太夫重弘がその着服を與え給い、重弘の常紋である松扇ひおんぎ之中に五七の桐を絵描いた陰陽の紋を重弘に賜い、之を替紋として用いるようになったことが誌るされている。

森伊豆守家継について次の如く述べている（原文漢文）

源太郎、畠山森藏―森大藏明応四乙卯年正月二日防州大内館にて生まる、母は大内介義奥の女、四歳の中秋抱えられて予州吉藤館に移り伊予国地侍（筆者註、地侍とは一領一疋といつて郷士である）となる。從五位下、右馬介、伊豆守永正六己巳年十月將軍家佐々木氏綱を追討の時河野通宣、通直父子七千余騎を率いて江州に至る、家継十五歳弟家菝十四歳にて予州に合力して忠戦す、依つて位官名等に任ず、同八辛未年八月二十三日新將軍家丹州龜山より御進発の時之にお供し奉る、同十癸酉年二月宇都宮遠江守豊綱の女を娶る、仲人は宇津城主大野安藝守直家である、同月二十九日河野晴通殿が家継兄弟を

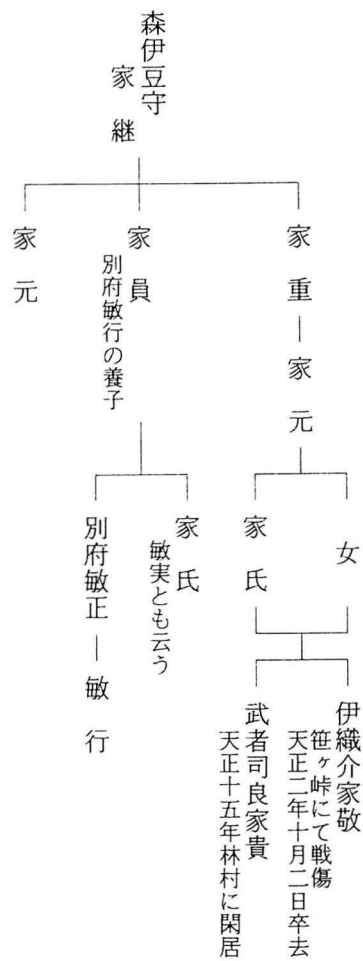
大野直家の寄騎として附けおかれる、これより浮穴郡久保野の真城嶽城主になる、天文二十二癸丑年八月十六日大野紀伊守利直、浮穴郡林郷の花山城を攻めた、平岡大和守房実の城代相原土佐守防戦すと雖も保つを得ずして没落す、これにより利直は往年の鬱胸を散ず、これより家継は花山城代となるなり。天正元癸酉年正月諸郡一騎合衆十四家の内なり、同二甲戌年五月十六日卒去八十歳

とするされている。

（天正元年利直は河野氏外孫の独立した城主となる。）

森伊豆守家継は天正十三年の河野家滅亡より十一年前に歿しているが、家継在世中にその長子家重は既に天正元癸酉年二月七日に六十歳にして卒去している、二兄の家員は築嶋神社の神官別府美濃守越智敏行の養子となり、美作守家員みまさかのかみを稱するようになっていた。長子家重には嗣子なく、末弟家元が宗家を嗣いだ。家継亡きあとは三男家元が花山城主となった、家元もまた天正九辛巳年六十六歳にて卒去した。家元に男子なくその嫡女に二兄の別府家員の子家氏を迎えて養子とした。

（森伊豆守家継よりの関係を図示すると）



家氏には家敬、家貴二人の男子があったが家敬は土佐の長曾我部氏の策畧により大野氏が笹ヶ峠で奇襲に遭ったとき大野方に合力し合戦中矢疵を負い、天正二年十月二日、十九歳にて卒去した。

家貴天正六年主家河野氏の命により丹州出陣の軍功により森伊豆守を許されていた。天正十三年河野家滅亡のとき家貴いまだ若冠二十七歳の青年であった。伊豆守家継以来花山

城主は家元へ家貴と継承されていた。

天正十五年七月九日河野家最後の屋方通直公はその令室の生家、毛利氏を頼って藝州に発つとき三津浜乗船場にて主上に最後のお暇を申し上げ、以後林村に退いて閑居すと。即ちこの地に下野したのである。

ここに於て森伊豆守系図は筆を止めている。

これよりその家臣の多くは共にこの地に下野して農耕に従事するに至った、その家臣の主たるものは、森蔵人友清、森治左衛門文仲、森主税基治、森五郎衛門孝之、松岡権之介忠治、松岡主税忠賢、森平太郎宗直、森平右衛門兼守、岡田四平勝通、森右近、大野帯刀友興、山内六郎兵衛久尚、日野五郎衛門為一、赤野藤左衛門元国、高西左衛門正知、菅吉五郎祐恒、菅民治郎堯成、菅新左衛門広行、平岡源三清元、佃平八郎介政、相原政右衛門維安、相原七郎盛宗、金子庄三郎景知、森源治郎茂徳、佐々木八郎直房、森茂八郎忠勝、土屋傳五衛門基綱、森重郎高房等二十八氏であったと伝えているがこれは後日の覚え書らしく中には時代を同じくしない人名が並記されているものもある哉に思われる。

この地に下野したこれらの人々の末裔縁者の多くが帰農して既に四百年、先人追悼の象徴として挽歌の如くこの地に身近な存在として森伊豆守が語り継がれている。

村の百姓と生活

皿ヶ嶺の北麓に位置し、東と西に起伏する山の間を開けた肥沃な耕地をもつ村である。古来産物は米である。広大な山の恵みに援けられた。山は官地と部落の共有地と私有地とがあるが官地の他は薪炭林と採草地で、豊富な山草は秋刈りとして翌春田地に入れた。また便利の良い所は家畜の飼料として夏季は日々これを採収し。また一部は屋根葺き用に部落の共有地として管理されることになっていた。植栽による人工造林事業は明治三十年以後、元庄屋家に生まれた区長の天野知規氏や花山の菅原宇吉氏等の提唱によって他村に先んじて実施されたものであった。宇吉氏はのち朝鮮に雄飛し広く造林事業に活躍した。こ

れら郷土の造林は大戦中や焼土復興期に村民に多大の貢献をした。

上林は自然水利に恵まれ産米は豊かな山草の施用により良質をもって上林米と評価された。

公稱された米の生産石高（草高）は村高で六七六石二斗であった。これは多分太閤検地以来のものであったと推測され、幕藩時代一貫して明治に至るまで変ることがなかった。他村の場合江戸時代屢々検地によって増減があったが、上林村の場合、例えば宝暦二年十月二十七日の郡奉行所日記に上林村新田畑新竿相済の文書があるから時には部分検地が実施されたようであるが、その先後に石高の変更がなかったのは大川（重信川）の流域の如く河水の氾濫による耕地の流失や、開拓等のことがなく、一定して平穩に耕地が守られていたことを物語るものであろう。

水田の水張面積は藩政時代各藩まちま区々であったが、松山藩の場合は六尺五寸平方を以って一步（坪）とした、現行は六尺平方をもって一坪となったがこれは明治十二年以後のことである。村内では実質昭和初期頃まで一部には旧畝をもって唱える慣習も残っていた。上

林の水田は概ね旧畝で百町歩とされてきたようだ。

これに抛ると村の石高六七六石二斗は平均反収六石七斗六升余である。反当凡そ一俵半余。今日これは高いものとは言えないが、時には天候不順による冷害、時にはウンカや螟虫の大発生等により一部に収穫皆無に近いこともあり実質妥当なものであったのであろう。

その内藩への貢租は江戸時代初期より享保の頃までは概ね四公六民、それ以後は五公五民で半分は貢納米として貢納しなければならなかった。収量の査定は坪蒔りを行って検見取りの方法と、定免制じょうめんせいといって予め地力ちりよくにより生産高を決めて貢納せしめる法とがあったが、検見取りはその繁雑さと従って費用の流失が過大であり、定免制はより多くの生産をあげれば百姓自身の利益にもつながり、特段の例外の他は定免制であった。

江戸時代反収一石以上をあげることは容易ではなかったことは、米作技術が長足に進んだ明治三〇〜三二年の県下の平均反収は一石三斗七升で、明治四二〜四四年時のそれは一石八斗九升三合、県下で反収二石に達したのは明治四四年であった。この明治期のものは新畝に移行してのものであるから江戸期のものは更に低かったことは勿論である。上林に

限ったことではないが、藩政期は稲の肥料にしても山草、人馬牛の糞尿、極く稀に魚粕、各種油粕が用いられたが明治期以後は品種の改良病虫害の防除、施肥の改善や明治三八年、正条植が強制的に普及され、大正元年頃より、八反摺り、コロガシが除草に用いられるようになった。大正四年住友肥料により合成硫酸が製造されるようになった。昭和初期より稲扱ぎは千歯扱ちんしぎより足踏み脱穀機へ、更に動力糶摺り機、大戦後は万般に互り急速な進歩改善は収量も飛躍的に増加し反収四石を越すものも実現するようになった。江戸時代に比較すれば夢の様な現実である。

江戸時代多くの農民は土地を私有してはいなかった。一町歩以上の自作農を百姓といい農民中のエリートであった。その他の者は被備者で農耕に従事した、水呑み百姓である。近村の古文書の中に「取り立て、百姓となす」等と云う言葉もある。史料によると富農者が分家をする場合でも分家の分け分が一町歩以下では分家を許されなかった。江戸時代でも末期に近い頃にはこの制も緩和されて五反歩となったようである。五反百姓という言葉は

小さい乍らも一かどの百姓という意であろう。農地の細分化がすゝむと貢納米の収納に支障をきたし徴収率が低下したからである。藩政期、元禄以後上林村内に於ても同時期ではないが大地主は個人で凡そ二十数町歩以上の田地を所有していた者も複数にあったことが一部史料により考えられるが孰れも隆替りゅうたひの歴史の中に埋没してきた。「三代つゞいた長者がない」杯なごの諺ことわざが地元さきやに私語さしごされている。必ずしも三代にはこだわらないが長期の安泰は至難の業と歴史は教訓している。

明治以後終戦時までには農地の取得についての制限は廃止自由化され、各人農地の取得が出来るようになり勤儉にして順調なる者は次第に農地を買い増すようにもなった。然し耕地の取得流動は容易な業ではなく遅々として進まなかった。

上林は比較的保守性が強かったが大正期以降デモクラシー思想の波及により各地に小作争議が発生する等無産階級の言論の台頭に政府は頭痛の種を抱えつつ大戦に突入した。昭和二十年長期に亘る大戦はついに力尽ちからつきき無條件降伏の余議なきに至り占領國アメリカは戦前よりの日本の思想動向の趨勢を研究熟知していたため、この國の共產主義化を未然に防

ぐため、先づ農地を開放して小作人に之を與え見事に成功したとも言えるのである。

明治初期以来、昭和二十年まで七十七年の歳月が過ぎていたが、終戦当時の上林最大の地主の例を挙げると定米（年貢米）は百六十九石四斗七合で四斗俵で四百二十三俵余であった。その小作人は七十一名、個人の最高の定米は六石八斗四升八合、最少者は三升と区々まちである。反当定米の額は田地の上中下によって各筆区々であるが一石乃至二石と定められたものもあり定米二石の上田を五俵地と呼んでいた。この大地主の所有田の総面積は十数町歩であったと考えられる。他に村外地主の主たる人、数人の定米は凡そ百二十石、在村地主の主たる人の合計推定百五十石であった。農家の主流は小作農と小作兼自作農であった。

マッカーサーの指令による農地開放は敗戦時の耕作者に対してその所有権を認めるとして超法規によって一挙に施行され自作農化へ前進したのであった。

農地改革が定着した頃、即ち昭和三十三年の政府供出米要請の控によると、上林の農家戸数は一八〇戸、その面積は一三八町八反四畝歩、供出量は各戸の保有米を控除したもの

で、四五〇五俵（一八〇二石）で最大農家の耕作面積は一町七反三畝、供出量は六十疋俵で七十六俵、最少農家のそれは二反三畝歩、供出量は二俵であった。一戸の耕作平均面積は七反七畝余であり殆ど平均化した。農地改革時に在村地主の自作地以外の保有田（貸付田）として六反歩までが認められたため、多くの人が自作農となったが、極く一部には自作兼地主や自作兼小作農となった。降って平成初年、農地の構造改善事業（耕地整理）が行われた際不整形地区を除き地主と小作者との権利関係を折半する形で地主、小作関係は解消され、圃場耕地は整理された美田と化し一部を除き自作農地となった。

これは有史以来の改変である。永く多くの農民が呻吟し夢みた理想は実現されたといえようが、そのとき念願のユートピアは皮肉にももうそこにはなかった。世界的経済の渦中において米価は低落し、加えて木材価格も凋落して再生産も至難の状況である。昭和四十五年過疎法の制定による人口の減少が二〇%を越すものを過疎地と言うが、超過疎地になったこの村の前途、その行方は静かな山並みがひとり人々の営みを見守っている。

エッセー

山とめの道

上林の二ノ瀬橋の元より下林の横根に至る林川の左岸に添った西山裾に、延々二軒余に上る往還は古来上林より道後平野に出る主要幹線道路で「山とめ」と呼ばれていた。

現在の交通は八幡部落を経由する県道に集約されているが、この県道が上林に向かって貫通する昭和七年頃までは旧道のこの道を通るよりも、多くの人馬は山とめの往還を往来した。

路幅は一米半前後、大した屈曲もなく路面の黄色が勝った山土の色調も親しさをおぼえるもので

あった、下林の尋常高等小学校の高等科に通う上林の子供達の主要な徒歩通学路でもあった。

大正末期のその頃までは上林にも未だ十頭に余る駄馬がいて、米俵や木材その他の物資の流通ルートであった。處どころに馬糞もころがっていたし、少しは金輪の猫車も通ったが棘のある「へんびぐい」が稀に路面を横断していたのはまだ車輪の往来が尠なかつた証左であろう。この道の左手に添った低いなだらかな山は新刈山であったためか、背丈け前後の柴や茅が生い茂っていた。朝日のポケットになるこの山裾の通学路は卯月四月の候ともなれば夜露に湿った土の蒸せ返る香りと共に、若葉や草花が馥郁たる匂いを漂わせ、おとずれの早い山里の秋には柴栗が実をはじかせていた。

この往還は古来永く上林村の人々の大小の希望

と郷愁を秘めて、行き交った自然の大道具に飾り立てられた花道でもあった。

担い籠に仕込んだ商品を天秤棒で担った一荷商人、御免許桶を載いたおたたさん、木偶人形を背負った旅芸人、時には矢立を腰にした越中富山の薬売り、その他雑多な人々がそれぞれの生計を肩に、この日晒しの花道をパレードしていったことであろう。

物外和尚逸伝によると、拳骨和尚の母は上林村の産でその父母は浮穴郡のこの山里に住んでいたと云うから、寛政のむかし藩主御落胤の暴れん坊寅雄寅様は、その美貌の母親に背負われてひそかに祖父母の住むその寓居に幾度かこの道を迎って里帰りもしたであろう。

「さかいが谷」から「あわの井手」「馬乗り石」

「勝利が鼻」と道程の呼称もなつかしく、昭和の初期迄その往昔と大きい違いもなく、握り飯を腰に有明けの月の影をふんで讃岐の金刀比羅詣りに、草鞋ばきに胸をはづませて発っていったのもこの道であったと聞く。

昔日への慕情をとよめつつも、戦後の急速な文化の飛躍的進歩は半世期のうちに大きく様変わりして、今はすべてを忘れ去られたようにこの道を通る人は絶えていない。

上林村庄屋他村役人

幕藩体制が確立する以前の村の体制は判っていない。河野家滅亡後幕藩体制の時代となって村々にはその首長として庄屋を任命して統治した。庄屋は藩庁において任命した封建制であった。庄屋は、元領主層や郷村に於ける実力者が任命された。例外として江戸時代中期以後は広大な土地を開墾して村を興し、若しくは多額の米穀等を献上して藩政に寄与した豪農が庄屋に任命されたものも稀にあった。

庄屋は世襲制ではなかったが特別な事情がない限り庄屋家一門の中より任命された。庄屋家の血統が断絶したり、罷免されたりする様な事態があった場合は近村の庄屋家の中より選任された。

村々の庄屋は村政を施行するため、村の大小により二人乃至四人の與頭くみがしらを置いた。その

任期は一定ではなかったものの如く上林村の例によっても十二年以上にも互^わり同一の面々で村政を補佐した記録も残っているがその記録は断続的で寛保三年（一七四三）期より嘉永五年（一八五二）の間に僅かに一庄屋役代理と十七人の組頭名が残っているにすぎない。それによると次の如くであるが。同一家系の者が再任されているものが多い。寛保三年（宝暦五年（一七五五））当時は加左衛門、善七、治右（左）[？]衛門、重右衛門。安永二年（一七七三））当時は小左衛門、安左衛門、與三兵衛（弁蔵）長五右衛門。文政三年（一八二〇））当時は新七、市兵衛、直次、嘉四兵衛。文政五年（一八二二））当時庄屋役代理重蔵、組頭幸右衛門。嘉永五年（一八五二））当時は森小左衛門、森覚（以下不詳）森惣左衛門、渡部兵衛等である。

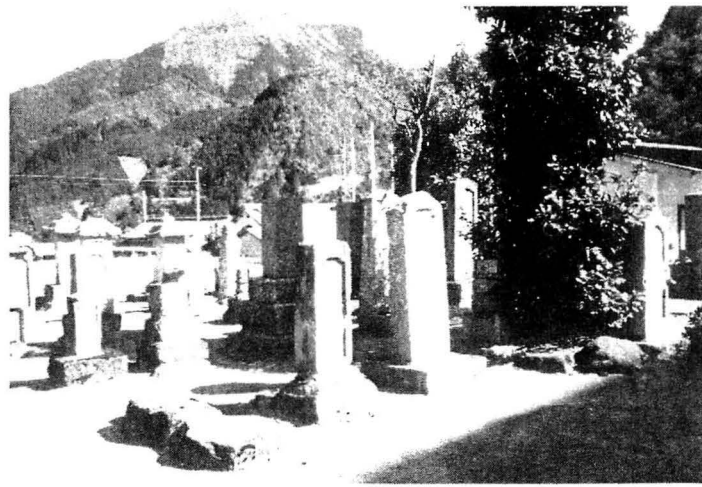
これら庄屋役代理や組頭は村役場であった庄屋の居宅に詰め庄屋を扶け村政に係った。藩庁より郡奉行所―代官所―大庄屋を経て来る布達の徹底や村内行政全般にわたった。道路橋梁の補修、採草地薪炭林の管理、神社佛寺の祭祀や維持、生活困窮者の救済、村民戸籍掌握、所有畜頭（牛馬）の掌握や請願の受理等々であったようだが重要な業務は貢納米

の各人への割付であった。

この庄屋と組頭を村役人といった。上林村に於ける庄屋、組頭の給米（年俸）の記録はないが他村の例よりみて庄屋で十俵、組頭で二俵位でなかったかと考えられるが名譽職であり家事を犠牲にして公に奉仕したことは今日の比ではなく為に財を傾けた者もあった。

上林村庄屋役の記録は森庄屋家の記録や近村の記録を総合すると次の様である。

松山藩主蒲生忠知の寛永四年（一六二七）森傳右衛門義継がはじめて上林村庄屋役に任ぜられた。二代目は義継の嗣子傳左衛門義久が病身につき、義継の女婿である下林村の丹生屋氏より器量拔群と評のあった傳右衛門家久が入って慶安四年（一六五一）より庄屋役を勤めた。三代目は家久の子傳右衛門家実が寛文六年（一六六三）より被官した。家実は延宝元年（一六七三）役儀を退き森家を去り丹生屋姓に復した。四代目は初代義継の実子前記義久の子傳兵衛義勝が延宝二年（一六七四）より庄屋を拜命した。ついでその子源兵衛尉^{よしのぶ}義豊が元禄十五年（一七〇二）より五代目庄屋役を命ぜられた。義豊は職務に精通し改庄屋役を命ぜられ、北方村の入山権の紛争調停等についても盡力したことが同村の古文



森 庄 屋 家 墓

郎政意の没後大庄屋家の豊嶋十郎の舎弟隆三郎美業を迎へ安政六年より明治四年（一八七一）彼が死没するまで上林村最後の庄屋十二代目を命ぜられた。これを最後に明治五年六月九日庄屋制度は廃止された。庄屋について辞書には主として東部に於ては名主、肝煎、関西に於ては庄屋といわれたとあるが、関東に於ては肝煎、関西に於ては庄屋とすべきであろうか。伊予郡上野村の庄屋玉井家文書に幕府方より名主とは幕府直轄地の庄屋のことを謂うと、その呼稱の違いを指摘されお叱りを受けた記録がある、天領（幕府領）について

書にも残されている。義豊は嗣子伝太郎があつたが早世したので嫡女マキの婚家中野村の庄屋宮内與三兵衛義卓の子、つまり外孫の源右衛門義宣を養子に迎え享保二十年（一七三五）六代目庄屋役を命ぜられた。明和元年（一七六四）義宣の没後、その長子幸四郎義通が七代目庄屋役を命ぜられたが短命で明和五年（一七六八）に死没したのでその弟林左衛門義実が八代目を命ぜられた、在職三十七年にして文化二年（一八〇五）に没するとその子源太左衛門光富が九代目庄屋役を拜命したが病身にて文政十年（一八二七）役儀を退きその子宇太郎義章が僅かに八才にして十代目庄屋役を命ぜられたが幼年のため大庄屋である井門村の豊嶋又五郎が三年間その後見役をつとめた。その後は父の光富が小康を得て之を補佐したのであろう。義章について曰く、村内の人心悉く服し志正直にして村内の竈日に月に富む、領主の愛顧を受け褒賞を賜う、然りと雖も不幸二十九才にて死すと弘化四年（一八四七）彼の死去に際しては特に代官より石塔料を賜い頌徳の碑文を贈られている。その後、継嗣なく親戚の中野村庄屋宮内家より宮内與三兵衛唯義が入り、安政六年（一八五九）まで上林村十一代目の庄屋役を命ぜられた。その後義章の妹田鶴が先夫山内弥次

庄屋と呼ばれているものは幕府より他藩にお預けとなっていた土地故の例外であるという。庄屋のことを別稱肝煎いぢと呼ばれたことは、封建制度下一村の長として重視、尊敬された半面、年貢米の収納については藩と農民との間に立って肝を煎る如く心勞した役であったとも言われている。村民の過失や違背については微細についても縁座連帯して「遠慮」「謹慎」「蟄居」等の処分を受けねばならなかった。庄屋と村民との係りの一面を物語っている。

享保飢饉秘話

ゆうげ塚物語

飢饉救済のために

享保年間（一七一六～一七三六）は総じて天災の頻発した凶歳がつづいた。即ち享保六年、七年と連続して大洪水あり、つづいて同十年には一転して大旱魃、同十一年には大虫害の発生、更に同十七年には連日の淋雨に作物稔らず、加えて大虫害の発生と、当地方の百姓は積年の疲弊に、その惨状は酸鼻を極めた。

かの伊予郡筒井村の義農作兵衛が麦の種を枕に餓死したのもこの享保十七年である。

一方の激甚地浮穴郡下林村周辺界限でも食うに食なく、力つきて命の絶えた者が多かった。この時の松山藩内の餓死者は無慮三千五百と記録されている。下林の別府にある餓死萬霊供養塔は、その後五十回忌の安永十年に往時の餓死者の霊を供養したものである。

この物語りはときの飢饉地獄の救済にあたって、ついに自らの命を絶った下林村大安寺の住職宥玄和尚の物語りである。

神佛に縛むさる祈願祈祷も今は空しく頻死の飢民は草根をも漁わさり歩いた。宥玄は飢民救済のために屢々上林峠を越えて上畑野川地方に托鉢に赴いた。久万地方と雖も天災による災厄は例外ではなかったけれども、この地方は焼畑農法の恩恵により、多少の収穫は得ることが出来たのである。宥玄は戸々に門付けして施しを乞うた。多少の報謝による穀類は宥

玄の背により運ばれ、飢民の粥かゆの素として檀家の人々に施與された。度々訪れる宥玄の足はさすがに重いものがあつたであろう。山の人々もまた前途不安のきびしい生活の中におけるほどこしであつたことを想えば思い半ばに過ぎるものがある。

享保十七年某月某日、その日もまた宥玄は上畑野川明杖あかづえ方面への行脚を告げて大安寺を後にした。

古来久万郷の人びとは心豊かな環境に恵まれていた。郷内には四十四番管生山すこうざん大宝寺あり、また四十五番札所岩屋寺あり、素朴なる民情と相俟つて宗教心のあつい土地柄である。しかし度たびの宥玄の門付けは次第に当惑の色彩へと変化していったのであろうか。

人あり、宥玄は秋の作物の下見に度々おとずれている、熟期を見はからつて大挙して襲い、我らが實りを掠奪するものである、そんなこともささやかれるようにすらなつた。

宥玄坊主を消そう——。消さなくてはならない、平和な村の生活を守るために、そうした多くの人々の衆議は決まつた。

いかにして宥玄を消すか、瘦せ細つた坊主一人を殺すには或いは一撃でも斃すことは易いことではあるが、しかし躰に残る突き傷斬り傷は役人の検視において下手人を出さなくてはならない。謀議の結果、一案に到達した、自然災害死を粧うということに意見が一致した。

上林峠を越えて上畑野川村に降つてゆく山径みちは南下する溪流に沿つてつづいていた。明杖あかづえ附近では山は峡谷に迫つて急峻である。恰度その道辺には水飲み場がある。

岩壁から岩清水が流れおち、旅する人々の恰好の水飲み場となつていた。宥玄もきまつてこの水飲み場で憩い、空腹を満たしている。そのときを見計らつて、恰度崩れ口のあるその山上より石をころがし落として宥玄を消そう、万が一役人にきこえて検視のときは自然羅災したことになるであろう、と完全犯罪を計画したのである。

然し崩れ石の山上からは水飲み場の人の姿は死角に入つて見えない。そこで対岸の山腹に見張りの者を潜ませ、時宜じぎを見はからつてポデンを振り、この合図をもつて石を落下させる、こうした恐るべき謀議は一決し、日を予測し布陣して待つそのとき、斯くとは知らぬ宥玄はしつと山径を降つて来た。まぎれもなく宥玄の姿である。見張り番の血は騒

いだ。宥玄は今日も清水に渴をいやし、やれ一服という魔の一瞬、合図のボデンは打ち振られた。突如岩石の地を蹴る轟音と共に何個かの落石は石埃り土煙りをあげ、もんどりうって飛び駆り、谷川に水煙りをあげた。その一個の一撃は宥玄の命を奪った。

謀議の者達は宥玄の亡骸を上方の畑の中に運び葬った。一同は暗黙の箱口令によって一切を語ることを断じてしなかった。幸か不幸か役人の耳にも届かなかったようである。上畑野川の山野には何事もなかったかの如く昨日のように太陽は輝き、蝸が啼いていた。

ゆうげ塚哀し

その日下林村大安寺では夜に入ってもいつもの如く宥玄さんは帰ってはこなかった。やがて初秋の暁も白んだが和尚の咳の音は聞くことが出来なかった。

旅先で病になったのではあるまいか、檀家の人々も憂いの眼をもって身上を氣遣った。何名かの捜索隊員が生まれ、いつもの巡錫地を隈なく訊き探しまわったが一切は「知らんぞな」「存じませんでのー」の返答しか返ってこなかった。さても不可解なものよ、宥玄さんの消息は審かしくも杳として判らなかった。

その後何年かの歳月が流れたころ、風の便りに宥玄さんは明杖で亡くなった、そんな噂が峠を越えて伝わってきた。

矢っぱり和尚さんはもう此の世の人ではなかったのか、かつて瘦せほそった手で雑穀の分與をうけた人々は優しい和尚の姿が佛の姿と重なってそこに写し出されたことであろう。今はせめて宥玄さんのご恩に報ゆるために臨終の地に墓石を建て弔うことになった。

某年、某月、某日唱名念佛を唱えつつ上林峠へ灌木の山徑を登ってゆく一連の人々の列がつづいていた。南無阿彌陀佛、ナムアマミダンブツ、そのうちの何人かの背には新しく刻まれた宥玄さんの墓石がずしりと背負われていた。下林村大安寺檀家の人々である。

しかし当時も謀殺の件は勿論、死亡の場所も、その塚も知らされてはいなかった。下林の人々は明杖に至り、臨終の場所も定かでないままに谷川筋の路傍に墓碑は安置され弔われた。その後何年かの後その墓石も台石の他はいずれかに失われた。あの日の謀議に加わった人々としては忌わしい思い出より逃れたい——という願望の為さしめたものかも知れ



上畑野川明杖にある ゆうげ塚

ない。

そうして百年、更にまた百余年の光陰が流れた。昭和になって後、谷間に養魚槽が作られるようになったとき、唯一つ残っていた墓の台石はその七、八メートル上方の県道傍にある山霊大神碑の傍に移された。今その台石の上に重ねられている古い宝篋印塔の石造物は実は山の神塚のものであるといわれる。

実際に宥和尚遺骸埋葬場所は此処より三百メートルも下流沿いの現県道うえの西斜面の畑の中にある。二十個ばかりの石ぐる状の塚として姿をとどめている。今人呼

んでゆうげ塚という、しかしこの縁由を知る人はもう殆んどいない。

享保の此のとき、同所河ノ内の名家、石丸岡右衛門は貸付米百二十俵を棒引きとし、飢民救済のため松山藩に対し、荒備貯蓄された粃蔵を開いて大枚米二十五俵を献上している。飢民救恤がその本旨ではあるが、岡右衛門の深謀は万一宥玄謀殺の件が露顕したとき、村人達に対し藩の寛大なる処分を願う贖罪への布石でもあったのではなからうかとも言われている。

享保大飢饉の恐慌時にあつて、飢民救済のために受難し命をおとした大安寺住職宥玄にまつわる哀しい物語りである。今は大安寺にすら宥玄和尚のことは記録もなく（火災のため）何も知られてはいないとのことである。

（これは隣接する下林村の享保飢饉時の惨状を物語るものであるが、このとき上林村に於ても近くの山地に自生する、草根果実の山の恵みが村人の延命に大きく寄與したことが伺い想われるものである）

上林の産んだ力士傳

この草深い上林の里に生まれ、江戸末期に大阪相撲界に上林村の名を宣揚した二人の力士がある。その一人は鳴戸海重左衛門、いま一人は頭取八代目をついだ押尾川巻右衛門である。鳴戸海関は土山の渡部家に生まれた人である、同家の過去帳には文政五年（一八二二）正月二十五日没で十八才とあるから、生誕は文化二年（一八〇五）のことであろう。

その父文治さんは文化十四年二月八日に亡くなっているから重左衛門十三才のときである。天性恵まれた体軀により本場大阪の相撲界に入ることとなったのであろう。当時は江戸相撲と大阪相撲と二分していた時代である。その突出した巨大さを物語るに住宅に入るとき、冠りものをとって屋根の庇に置き、身をこごめて中に入ったとか、その履き馴した下駄はその後永く田植えどき苗代田で腰掛けに用いたとか伝えられていた。難波大寄の大関とし

るされている。力士は一面遊女芸人等と共に鬮肩の客筋によって後援されていた。身の丈六尺五寸（一九七糎）大兵肥満の剛力とするされているから、その恵まれた巨体と剛力は、末は大関を約束される看板力士と謂う意味であろうか。当時は大阪土俵においては行司が軍配を反しつつかたや伊予国上林村の産鳴戸海と声高らかにその四股名が披露され熱狂する群衆に嵐の如き喝采を浴びたことであろう。



上林法蓮寺前にある鳴戸海重左衛門の弔墓

それだけにあまりの強さに將來を妬むものの為に毒殺されたという、大器も開花を前にした十八歳のときであった。文政五年（一八二二）正月二十五日のことであった。

鳴戸海重左衛門、戒名は悠霞
静海信士、その忌日を刻んだ供

養碑が郷土の法蓮寺の前庭に建てられている。郷党あげてその英才を痛惜したものであった。

また八代目頭取押尾川巻右衛門、その四股名しこな三坂山門次さんさかやまもんじは暫女童の村上氏の出である。その詳しい記録は郷土には残されていない。この道について詳しい小池謙一氏の記述によれば、その没年は明治二年（一八六九）一月九日であり、数え年五十八歳とあるから江戸末期に近い文化九年（一八一二）頃の生れであろう、晩成型の力士であったと見え、天保十一年（一八四〇）四股名は御坂山紋治として大阪中相撲四段目が初土俵であったというから二十九才のときであろう。弘化四年（一八四七）五月中相撲上段となり、嘉永三年（一八五〇）七月上取りとなる、四十歳のときである、上取りは今日の前頭格であろう、安政五年（一八五八）四十八歳のとき引退というから足がけ十八年間土俵を勤めた、四股名は御坂山紋治―三坂山門次等度々改められたようである。最高位は前頭四枚目であった。土俵引退後はその師匠、頭取七代目押尾川巻右衛門を襲名し、安政六年七月より八代目押尾川巻右衛門として頭取専務として大阪相撲興行界の重鎮として後輩の指導育成に盡

した。押尾川巻右衛門が故郷上林に錦を飾り、おのじの山、南面の緩やかな地形を自然のスタンドとし地形を活用した土俵開きをしたのは安政六年（一八五九）以降のことであろう。由緒あるこの土俵はのち倉元のお旅所に移され昭和十年頃の大戦中までこの地方の宮相撲の土俵として秋祭りの行事として盛大に行われた。

偕て三坂山の四股名は土俵引退後はその門弟要岩政吉が二代目三坂山門次を襲名した。



松山市元町にある八代目押尾川巻右衛門の墓

明治二年一月頭取在職十ヶ年、五十八歳で没した。その供養墓は松山市元町に門弟中によって建てられている。次いで九代目頭取押尾川巻右衛門は二代目三坂山門次が襲名した。八代目押尾川巻右衛門は優れた器量人として衆望を担った人であった。

エッセー

森治左衛門文仲について

(飯塚恵美子さんの手紙)

上林花山城代森伊豆守家継譜代の家臣二十八人衆の筆頭二番目に森治左衛門文仲の名前が見える。治左衛門家は又の名前を政左衛門・丈左衛門等々を名乗った人もあるが一貫して別名治左衛門を襲名してきたようである。字田中には治左衛門屋敷があり、字土山の薬師墓地には治左衛門家の墓がある。

明治四十年に、遠祖森政左衛門武仲以来二十一代目の後裔という森儀三郎さんが同家累代の墓碑を建立されている、それによると天文二年森政左

衛門武仲以来四百年と刻まれている。明治四十年より四百年を遡及すると天文二年より更に二十六年も昔の永正四年になり、何を基準にされたのか疑問は残るが伊豆守が花山城代となった天文二十二年よりは更に四十六年も昔のことである。

即ち治左衛門家は伊豆守が花山城代となる以前より当地に居住していたことになり、明治三十年のはじめ頃森儀三郎さんが他郷に移り住む迄この地に住み、その祖先は享保飢饉?のときには私財をもって窮民のため食を施與した語り伝えが残っている。また寛保、宝暦の頃には上林村與頭として氏社の棟札にも名を留めている。また拙家の過去帳日牌記の中に天明七年七月八日に田中次左衛門俸俗名右助という人が、先祖(森辯蔵)継吉の契約之子也と戒名をしるされている。そして別項

縁家統柄記に寛政十一年には次左衛門こと法鐘親

然居士も記録されている。これは右助の父なる人であろう。墓碑は治左衛門家の墓地にある、血縁ではないが縁故ある人である。

昨春儀三郎氏の嫡女で姫路市に住む飯塚恵美子さんという方に何か上林の史料でもと思って照会してみたが、家庭の事情で或は散逸したのか書きものについては何も知ることは出来なかった。飯塚婦人の記すところによると「治左衛門家は花山城主森伊予守の家老であった」との語り伝えがあるとのことである。素朴な間違いは含んでいようが、歴史の意味を変えるほどのものではない。それは夫れなりで意義をもつものであろうか。

後世の史論に左右されない素朴な語り伝えが異郷にあってこそ、ひそやかなる誇りとしてさざや

かに息づいていることを感じた。

飯塚婦人は七十六歳寄る年波に^{かたが}躰も不自由で昨秋はじめて上林の御先祖様のお墓にお互い老人の近親者と縁家の姪達に扶けられてやっとの思いで最後のお別れをしてまいりました、もう先祖を語りつぐ人も訊いてくれる人もいないと思うと残念です――。

諦観の中にも、深山の峡谷に俯する落石のひびきにも似て風化する歴史の一瞬の輝きになるかも知れない余韻をひく重さのあるお手紙であった。

まぼろしの宝暦事件

一、久万山久米騒動

慶応三年（一八六七）幕藩体制は崩壊し、大政奉還して明治となるまでの二百五十年間の江戸時代の長期平和は世界史上でも類例のないものであったといわれる。

庄政の封建政治より自由民権の時代へ。世情は大きく変動する。旧政より一転しての急激なる変化に、その方途に迷った大衆によりこの地区に於て一大事件が勃発した。

明治四年八月十四日久万山一揆の騒動である。久万山日野浦村の庄屋の三男山之内金十郎の蹶起によってはじまる。久万山は交通不便の地で斬新なる新政府の施策に対し民心は不安動揺した。山里ながら平和なる土地の生活に密着した信仰厚き小社を淫祠として取り毀し焼き払うなどの過激なる処置の強行は。変革に対して懷疑と不安をもつ住民には寧ろ

封建時代の政治への追慕となり。旧藩主であった藩知事久松定昭公が藩知事を免ぜられ東京に居住を命ぜられると聞き。崇敬する藩主の留任を願うとした一揆は周辺農村に嵐の如き賛同の旋風を巻き。獵銃、竹槍で武装し蒔旗を押し立てて県都松山に向かった。

途中度々の県吏の説得も効なく、三坂峠を下って久米村に達した。その数は三千人にも達したといわれる。喧々嗷々たる一揆の熱気は途中県吏に暴行を加え、高井村西林寺、鷹ノ子村日尾八幡神社に達した。

此の騒動を機に久米、小野地区の村々はもとより北吉井地区他近在の農民も蜂起し暴動に加わった。松山県での説諭も鎮静に効なく、ついに兵力大砲まで出動して阻止せざるを得なかった。近辺村々でも人心は動揺し一触即発の不穏の空気は充満した。

久万山農民の名分ある動機とは異りこの地区の暴徒の蜂起は社会に対する不満分子であったといわれる。封建時代永く村政の実権を握っていた庄屋、組頭など村役人に対する感情上の対立があったと云われる。此の近隣村々の村役人は一転して暴徒の敵視するところとなった。古老の語ったところによると此の上林村からも血氣に逸る何人かが竹槍をとって

久米村まで馳せ参じたと傳えている。

渦まく暴徒噉々たる怒声と、夜は放火による火災は天を焦がし地区一帯は異様な空気に包まれた。

窪田村の庄屋松田安右衛門、同組頭の武左衛門の宅に放火し、近くでは牛瀨村庄屋宅にも放火、荻屋村庄屋詰所では簿冊類を持出し池の堤防で燃焼したその燻煙は連日に及んだと云う。さらに高井村庄屋相原元次郎の家は暴徒により掠奪放火された。大群衆の喚声と火災は人心を更に異常へと指向せしめるものである。即ち乱である。

この相原家の如きは寧ろ地区農民より庇護敬愛されるべき家であった。その祖先相原経寿翁は寛延二年（一七二九）早魃に苦しむ郷人の難を救わんと地を匍匐して耳を地に伏せ地中の水音を聴き。椀を伏せて地上に出る水蒸気の椀内に結露するを観測し。ついに野津合泉の源泉を探求し、ここに泉を開鑿しその湧水によりついに百余町歩の干田を美田に替え。農民を積年の困窮より救った。尚余水は近隣の村々にまで恩沢を及ぼした地区の大恩人である。のち農民は泉の堤に彼の彰徳記念碑を建てその遺徳を賛仰した。更に年を経て

安政三年（一八五六）に至り村民は高井の氏神八幡社に境内社を立て相原神社として彼を祀るようになった。これは明治四年久米村事件より僅かに十五年前のことである。しかし事件中の狂乱せる農民の異端はこの相原氏の児孫に処するに掠奪と放火をもって報いたのである。

そうした風潮は周辺の村々にも及んだ。上林村に於ても直接庄屋家に対する暴行はなかったが庄屋を中傷する媒体として宝暦のむかし年貢米の上納に関して獄死したと伝える権右衛門、五郎助の事件と庄屋を絡ませた寓話は時代相を映して突如として脚光を浴び妄想を附会して喧傳された。曰く権ね（右衛門を畧して「ね」という慣習であった）五郎助のことは実は庄屋の不正によっておこったもので、両人が藩公に直訴したのであった。庄屋は兩人を捕え殿蔵（上納米を入れる蔵）に押し込め餓死させたのである等々と妄想による寓話は見てきた如く喧傳された一犬虚に吠えて萬犬その実を傳う如く兩人は庄屋の不正に抗した義人として尊崇されるようになったその熱狂ぶりを物語るが如く法蓮寺の境内に兩人を祀る地藏尊が。また蔵元には兩人を祀る権ね社が時を同じくして建てられた、これはそ

のフィーバー振りを象徴して物語っている。

庄屋悪人説の発生は実に維新時の久米村事件がこの地に産み落した謂れなき所産であった。

二、受難の森庄屋家

久万山、久米村事件は県の武力により鎮定され終結した。過激なる暴徒は司直により逮捕して裁かれ兇悪なりとされた者は絞首刑が執行された。暴徒により掠奪放火された元村役人達にはなにかの補償が行われた。

上林村庄屋家は直接の被害はなかったが、庄屋を白眼視する一部の空気は払拭されたものではなかった。

悪夢の如き事件の余韻は歲月の経過により津波の潮の引く如く次第に鎮静化していった。いつの時代にも熱狂する群衆の外に冷静に真実を正視する一部の人達の居ることもまた事実である。しかし庄屋不正説は残滓の如く密かに燻りつづけた。事件時の法蓮寺境内に作

られた義人の地藏尊と蔵元の権ね社は維新時の動静を物語る遺物として残った。

明治四年（一部には五年）庄屋制は廃止された。ときの村の庄屋は森隆三郎であったが。時恰もこの人争乱の直前明治四年六月九日死歿している。この人森庄屋家の女田鶴の後入婿として森家の人となった人で。井門村で代々この地区の大庄屋を勤めた豊嶋家の豊嶋十郎の弟であった。事件時田鶴は隆三郎の中に生まれた三男一女の幼児を抱え世上の荒浪の中に耐えねばならなかった。

その後この三男児は不幸にも明治十八年までに何れも早逝している。田鶴の先夫弥次郎政意との中に生まれていた一子知規は田鶴の実姉天野家の養子となっていたが、のち知規の長子堯徳（源吾）氏が森庄屋家の跡を継ぐこととなる。

明治も中期以降は事件後の庄屋中傷の世風も反省する人々の存在により次第に改められていった。森庄屋家の血を享けた知規も長じて上林区長となり。鋭意産業の振興に意を用いた特筆すべきは。住民を説得して夙に造林事業に力め杉桧樺等五十万本の植栽を果した。氏の歿後大正九年三月に至り蔵元にその頌徳碑とも言うべき造林記念碑が建立された。し

かし忌はしき祖先中傷の寓話が払拭されたものではなかった。

明治四十年七月七十六才をもって田鶴逝き同四十一年知規も五十才にして歿した。その妻は親籍を頼って松山市に移った。離村のとき長男源吾少年は一部の人々の冷酷な視線を忘れることは出来なかった。

祖先森傳右衛門義継が寛永四年（一六二七）蒲生中務大輔忠知公のときはじめて此の地の庄屋役を被官してより二百八十年十二世に互りこの地の人々と縁を結び累代墳墓の地を去る今日の心境は悲傷に満ちたものであった源吾氏は後年墓参のときもその子達を上林の地に入れなかった。将来ゆるせば祖先の霊墓を此の地より移すように言い遺したという。

三、庄屋不正説への傾斜

昭和二十年八月長期に亙る太平洋戦争に国土は疲弊し敗戦という未曾有の衝撃をうけた。戦後の窮乏の中に復員、引揚げの人々を容れ乏しいながら再びこの山里にも平和が戻り蘇生した如く懐古的な古里の生活に戻った。何の娯楽とてない素朴な山里に村芝居が復活し

た。このときむらの小学校の一教師の戯作により権ね、五郎助の庄屋を不正者とする宝暦事件が村の青年達によって演出された。家々から持ち出した大道具小道具もおもしろく上演された。悪玉庄屋が年貢米徴収の場面では百姓に背を向け所作おもしろく恟々として大きな梃を使って米を量り、また米倉に捕われの権右衛門が寔れた姿でさわりの身振りを熱演しつつ、もしもこの儂が死んだのちく白い鳩（白鳩）が飛んだならくという辺り大向うの喝采を浴びた。村内二百戸他に慰安娯楽とてない無聊な山里での催しに全家族家を空にしての観劇である。これ程効果的な郷土史の学習があるであろうか。悪者庄屋説への傾斜は否むべくもなかった。

宝暦の権右衛門、五郎助の係わる事件の記録は皆無であり之を伝える物証も見出すことは出来ないが、ただ僅かに義人遺族に傳わる傳誦があった。それは昭和四十二年以降に作られた遺族両家の墓碑銘によってのみ知ることが出来る。

権右衛門の歿後絶えていたその名跡を明治前期頃に至り再興したと説く日野家の昭和四十二年十一月の墓碑銘に

「本日野家は義農権右衛門の名跡を継承する為、日野愛助三男日野万吉分家し…」と刻字され絶えていた権右衛門の跡を再興したことがしるされている。万吉氏の歿年令は、大正四年九月、五十七才とあるから安政末年の生まれで、明治四年時は十二、三才の年頃であろう。宝暦以来百二十年の空域を経てその跡を再興している。

また義人弟五郎助の後裔と云う林家の昭和四十六年三月建立の代々墓の墓碑銘を見る。

「林家は今を去る二百十二年前、宝暦九年に歿せし五郎助を以って始祖となす。義農五郎助は宝暦年間時の代官の不正に抗し捕われて獄死すと伝えらる…」

としるされている。

日野権右衛門の墓は日野家墓地の北隅に自然石を置いたものであった。此処に昭和五十年二月に「義農権右衛門遺髪埋葬供養塔」がその一族によって建てられた。再興した日野家の前掲の墓碑銘と一部重複するものであるがその碑文に

「日野家は今を去る二百年前宝暦十三年に歿せし義農権右衛門を以って始祖となす。

権右衛門は宝暦年間、時の代官不正取立てのため住民塗炭の苦しみを救わんと弟五郎

助と共に藩公に直訴し、その罪により捕われ獄死せるも不正は革められ村民之を徳とせざるはなしと云う。祖父万吉始祖妻女の悲願によりお跡を再興し今日に至る…」としるされている。

両家の墓碑銘は各々の家の伝誦を記したものであり。碑文によれば両義人は代官の租米取立ての不正に抗して逮捕投獄され獄死したと認められていて。明治四年久米村事件のとき喧傳された即ち村芝居の戯作の如き庄屋不正説と対蹠的な傳承がしるされている。その後昭和四―五十年頃全国的に各自治体に於て雨後の筍の如く郷土史誌が刊行された。此の地方に於ても広域合併の国是に基き昭和三十一年北吉井、南吉井、拜志の三ヶ村が合併し新生重信町が誕生した。之を機に昭和五十年十一月町誌が刊行された。村の宝暦事件が文章として活字に組まれた初めてのものであろう。

本事件について町誌では次の如くしるしている。(以下原文のまま写す)

権衛社

上林字蔵元にある、ごんねごろすけを祀っている。昔林権右衛門五郎助の兄弟がいて



徳川幕府見治要略より 年貢米取立之図

庄屋が年貢米の取り立てをするのに二重枿にじゅうを使って農民を苦しめるのを見かねて庄屋にそんな不正をやめるように言った。ところが庄屋はそれを大変怒り二人を殿蔵におしこめ餓死させてしまった。二人は死ぬときに庄屋を恨みわしが死んだあと、もしもこの村に白鳥しらとりが飛ぶのを見たら何か悪いことが起こると思えと言いつつ死んだそれ以後栄えていた庄屋の家も次第に左まえになっていきとうとう絶えてしまった。その後村の人たちは白鳥しらとりがほんとうに飛ぶのを見たとうとうその時には

権右衛門兄弟が言ったようにやはり何か災害が起こったそうであると述べまた同誌の中で人物傳として

権右衛門、五郎助

藩政中期上林村五本松に権右衛門、五郎助という兄弟の百姓がいた。当時の庄屋が貢租の際上納米を量るのに不正な枿にじゅうを使用して私腹を肥やしそのため村人は過重な負担に苦しんだ、そこで村民は庄屋の非道を正すため百姓一揆を起こそうと計画した、そのとき権右衛門兄弟はこれを行えば村民すべてに迷惑がかゝると考え二人は単独で藩主に直訴した。もとより直訴の罪は承知のうえである。藩は代官に命じて庄屋の非を糺明しその不正を改めさせた。しかし二人は直訴の罪を免れず。獄にあること三年に及んだがついに五郎助は宝暦九年七月、権右衛門は同年八月獄死した。その遺骸は妻子によって寺山墓地に葬られた。明治維新後庄屋制が廃止された際、村民はこの二人を義人として殿蔵跡に権衛社を建てた、また菩提寺法蓮寺に地藏尊を建立し今も祭祀が続けられている

と述べ、更にこれに関連して同誌に

組頭は世襲ではないが高持百姓で筆算に長じた者が選ばれた。庄屋の補佐役であると共に一般百姓の利益を代表した。年貢米出納の監視、村入用等諸割賦の立会ときには庄屋などの目付役を兼ねた。上林庄屋の年貢米の不正徴収（俗に二重榎事件といわれる）をあばいて餓死した林権右衛門、日野五郎助はその事例であった…。

等とするし、ここでも立派に既定の史実として取りあげそのサンプルの如く紹介している。権威ありとされる町誌の記述は今や史実としての地歩を築きつつある。

宜なる哉町誌発刊後十ヶ月を経て蔵元にある町営保育所の敷地を拡張して改築のため隣接地にある義人遺族の所有地となっていた権ね社敷地の一部の割譲を交渉のところ義人遺族側親族の一人より之を無償提供、但しその代償としてその撰文による義人頌徳碑を区長名を以って建立すること。というものであった。その建立費は遺族側に於ても負担するという。区長は荏苒時を過ぐすを得ずこの提案を容れ町教委の校閲を経て義人頌徳碑は建立された（区長談話）

権衛社頌徳碑

藩政中期上林村瞽女童に権右衛門、五郎助の兄弟あり、宝暦年間上納米取立てに当り、庄屋二重榎を使用して私腹を肥やす為に村民過重な負担に生活窮乏し一揆を企つ此の時兄弟は全村民に類を及すを憂い単独で直訴す、藩は代官に命じ庄屋の非を糺明し改めしむ而し直訴の罪は罷れず兄弟は投獄され三年後獄死す。

村民深くその恩徳を謝し明治初年殿倉跡に権衛社を建立、今度保育所改築のため移転したるを機に後世に其の徳を遺さんことを願ひ此の碑を建つ

昭和五十一年九月

上林区長 山内 勝

斯くして昭和五十年二月までに義人遺族の墓碑銘に刻まれた代官不正説は。同年十一月の町誌発刊を機に掌を返す如く町誌の記述に倣い庄屋不正説に改められることになる。

町誌の記述は史実の究明を怠り興味本意に作られた村芝居の脚本に更に史家らしき附会をして創作されたものである。

元庄屋家関係者は暗然たらざるを得なかった。

昭和五十六年六月元庄屋家の後継宏氏は祖先安泰の墓所を松山市伊台聖墓苑にもとめ祖先の霊墓を此処に移した。

四、事件の吟味と森庄屋家

此の宝暦事件は前途の如く之を物語る資料は村にも藩にも皆無である。その発生した時も定かでない。義人遺族の墓碑銘には五郎助の歿年は宝暦九年とあり。権右衛門の歿年は宝暦十三年とある。

町誌の記述には兩人投獄され獄にあること三年五郎助は宝暦九年七月権右衛門は同年八月に獄死したとあるがこれは捏造された物語りに符節を合せたものであろう。宝暦十三年に歿したという権右衛門遺族の記述とは異なっている。宝暦五年九月の拜志神社棟札に権右衛門は大工の棟梁として活躍していたことが記されているから。それ以後宝暦六、七年頃に発生した事件であろう歟。町誌に権右衛門は組頭であったので庄屋の不正がよく分つ

た杯と記しているが、次の如き当時の資料が存在していた。それは氏神現拜志神社の改築時の棟札の記事で大正七年当時の神社総代森寛吾氏名により愛媛県知事宛申告せる神社の棟札（この棟札は神社で最も古いものでその後腐朽して廃棄したのか現存はしていない）の控副本によると、寛保三年（一七四三）と宝暦五年（一七五五）にしろされたもので夫れには夫々庄屋森源右衛門・與頭加左衛門、善七、治右衛門、重右衛門の四名であった小挽は下林村長七、上林村小左衛門、同加右衛門、大工棟梁権右衛門、同左左衛門、同八右衛門としろされている。権右衛門は與頭ではなく大工の棟梁であった。町誌の捏造記事の一角である。

また権右衛門は殿蔵で獄死した如くしろされているが。昭和二十年二月その一族によりその埋葬墓上に義農権右衛門供養塔を建てるときその墓が発掘されたそうである。立会した複数の人々の話すところによると一様に其処には小さい骨壺があり中には爪と毛髪らしきものが少量収められていたと云う。権右衛門の臨終は上林ではなく藩の獄舎で生を終つたものであろうか。

また江戸時代の藩内の社会事情と民権について庄屋と農民が争った酷似した事件が近くの風早郡小山田村（現北条市の山村）で慶安元年（一六四八）〜承応二年（一六五三）にかけて発生している。この事件は史家影浦勉先生が詳しく研究発表されている。この事件は記録も現存しているものであるという。

庄屋と農民役所の対応等江戸時代の世相を窺^かがう資料として参考に之を紹介する。事件の概要は庄屋の六左衛門に不正の廉^{かた}ありとして農民の次兵衛、久助らが藩庁に対し「乍^{おそれながら}恐言上申上ル御目安之事」による庄屋糺弾の主旨を掲げてこれを告訴し藩庁の裁きがあった。藩庁司直に於てその事実を審理し近隣の庄屋・組頭にも吟味を命じ事実の有無を糺明した^助が悉く農民側の誤解であることが判明した。その結果次兵衛、久^助作らは郷中の庄屋などを介して六左衛門に対し詫^わび状を提出して一件落着している。この小山田事件はその後も両人は更に同様訴状を藩庁に提出して再三争われたが。その都度藩庁においては前回にもまして綿密なる事実審理をするのであるが、その都度庄屋の「乍^{おそれながら}恐御目安返答」なる陳弁書は道理をつくして事実^に合致し。原告農民の敗訴となり。その都度庄屋に対し詫^わび状を提

出して一件落着している：この小山田事件はその後も繰り返し争われたそうであるが。此処には斯かる紛争にあっても農民の民権が認められているということである。この小山田事件は権右衛門、五郎助の事件よりも百年も前に同一藩内であった事件であり。その後も漸次民権がより認められきたった宝暦の時代に両義人が一庄屋の不正云々で死罪覚悟の藩主への直訴・または農民一揆を企てる等のことは論外の妄想と云うの他ないであろう。

又藩の租米の取り立てについては「徳川幕府見治要畧」に準じ、定められた日に代官所より手代以下の役人が来村して臨場の下で行われたもので庄屋が自ら二重櫓を使って枿量^りをする等のことも精神分裂病患者の幻想の如きものであろう。

若し庄屋に非違があれば・況んや租米の掠取横領の如き刑事犯が事実ありとすればその罪科は推して知るべきものがある。量刑についてその一例に当時宝暦四年隣村下林村の庄屋小山半兵衛、北野田村の庄屋市右衛門の両人は滝ノ下養水の水利紛争の処置よろしからずとしてその責任を問われ、庄屋役の罷免、村外追放の処罰をうけている。上林村庄屋に言うが如き不正が事実ありとすれば、この水利紛争事件よりも更に重罰を科せられたこ

とは疑う余地もなく。加えてその一族も縁座連帯して責を負ったであろう。然るに庄屋家に於ては処罰をうけた形跡は皆無である。庄屋源右衛門は明和元年歿後はその長男の幸四郎が引き続き庄屋役に任命されている。また源右衛門の実弟である辨蔵は谷の養家に居住したが中野村の庄屋役に任命され、源右衛門の従兄弟八左衛門は下林村の庄屋役を、叔父義雄は分家していたが牛渕村の庄屋役を命ぜられ同地へ引越している等一族共にそのあり



宝曆四年正月の郡奉行所日記の表紙

ばいは罪人及びその一族としての扱いをうけた史実は皆無である。これらは自然庄屋の姿勢を物語る重要な意味をもつものである。

藩政期、郷方には郡奉行を置いた。郡奉行は御奉行の下にあって村方行政の要となって各郡に

口よりとるなり
 久米郡西岡村百姓平助と申者去十八日
 無札ニ而浮穴郡井内村ヨリ炭買出し
 馬歩行六俵御城下ニ賣ニ出候処
 山手代差留候由依テ平助村方ニテ魚出
 小蔵へ入置候由庄屋與頭口上書ヲ以此段御
 申届之

同廿三日天氣能

一久米郡西岡村百姓平助と申者去十八日
 無札ニ而浮穴郡井内村ヨリ炭買出し
 馬歩行六俵御城下ニ賣ニ出候処
 山手代差留候由依テ平助村方ニテ魚出
 小蔵へ入置候由庄屋與頭口上書ヲ以此段御
 申届之

宝曆二年十月の郡奉行所日記の一節

置かれた代官所や藩の目付所、山奉行所、宗門奉行所等と密に連繫しあって政務に当った。郡奉行は二〜三人の複数の人が任命され月々交替制で一人が領内全部村々の治政に当った、当番を御用番といった。また代官の主たる任務は年貢米の徴収であったといわれる。郡奉行所には「郡奉行所日記」の記述があり、大小に拘らず領内村々の事件が詳述されている。

しかしこの膨大な郡奉行所日

記はのち藩の書倉の火災によりその大方は消失して今日多くを留めてはいないという。只だ宝暦期のものうち僅かに宝暦二年十月分・同四年正月分・同六年四月分・同十年十月分の四冊のみが今日残っているという。上林村の宝暦事件に関係した記述はないが。その日々の記録により当時の世上の事柄を察知するには好個の文書である。前記四冊の郡奉行所日記のうち上林村に關した記述があるのは次の日記の記述中の一部である。宝暦四年正月十六日と同十七日、宝暦六年四月朔日・同四日・同二十二日、宝暦十年十月十一日・同二十日の文面に見出すことが出来る。藩領十郡四百八十九箇村の記録が如何に厩大詳細なものであつたかが推察される。前記上林村関係の記述は件数に纏めると五件である。(本件については県古文書研究会の理事でもあり、会員中よりその実力が高く評価されている浅海泰之先生のお力添えを感謝する)その記述の一般を伺う事例として次の一件を記すと

宝暦十年十月十一日の項に(意訳文)

上林村百姓亀右衛門の梁行二間・桁行三間の居宅が昨夜丑の刻灰置場より出火し焼失致しました。人馬牛には別條なく。馬の通る「あゆみ板」二枚も焼失致しました。こ

の旨庄屋源右衛門より注進書がございましたので御奉行へお達し致しお差図をうけ御目付所へもお達し致しました。右につき代官より庄屋には遠慮・火元亀右衛門は押し込を申し付けておきました

また同月二十日の項に

前記火災につき庄屋・火元押し込は此の節庄屋遠慮を差し免し、火元は二、三日過ぎて差し免し度き旨御代官より伺い出がありました、この儀如何致しませうかと御奉行稲川八右衛門へ伺をたて御奉行より許しを得て代官の春日与市兵衛に申し遺した。と郡奉行所日記は勿論郡奉行の文書で多分その祐筆が書き留めたもので、庄屋はこの場合の源右衛門に限ったことではないが一村民の失火等についても「遠慮」という処置をうけていた。藩政下村の庄屋と村民の關係の一端を窺い知ることが出来る。

庄屋役とは名誉職とはいえ別名肝煎とも言われる如く村のため心労多き役柄であったようである。

宝暦事件を念頭に森庄屋家とその周辺を吟味検証するとき町誌の云うが如き悪者庄屋の

史実は皆無である。

五、むすび

久米村事件の明治四年の頃森庄屋家ではその主を亡ない妻女田鶴は多くの幼児を抱え變動の渦中にあった。その苦痛は筆舌につくし得ないものがあつたであろう。

その後年月の経過に従い次第に真実を知る人々によって庄屋不正説は次第に沈静化した。が、今次太平洋戦争後、興趣本位に創られた心なき村芝居により、更には町誌の刊行に当り捏造された史的事由を付会して公誌に登載し石に刻んで顧りみない処遇はその遺族関係者にとっては許容し得ないものであつた。

昭和六十二年町誌の記述に対し庄屋家側の史実の究明と検証を求める抗告に対し。町は直ちにその罪を認め遺族関係者に謝罪して。昭和六十三年三月重信町誌改訂版に於て庄屋を不正者とした言辞を抹消し。前に権衛社に建てられていた庄屋冤罪の碑は次の如く改刻され庄屋を中傷する文辞は消去された。

権衛社頌徳碑

藩政中期上林村五本松に権右衛門、五郎助という兄弟がいた。史料が残っておらないので明確なことは不明であるけれども上林村に対する上納米の取り立てが厳しくそのため村人は過重な負担に苦しんだそこで二人は投獄を覚悟のうえ藩主に直訴した。二人は直訴の罪を免れず投獄され五郎助は宝暦九年（一七五九）七月権右衛門は同一二年（一七六二）一〇月獄死した。

明治維新後村民はこの二人を義人としてたたえ殿倉跡に権右衛門社を建てまた菩提寺法蓮寺に地藏尊を建立して二人を顕彰した。

上林区長 山内 勝

昭和五十一年九月

（町教委・苦澁の撰文であつたであろう）

久米村事件以来百年・消長はあつたが庄屋不正説を説く人も多い中であつて、公誌たる町誌が庄屋不正説を説くまで義人の後裔は永きにわたり「義人は代官に抗して捕われ獄死

した」という家の傳承を變節することなく墨守してきたことは遺徳と云うべきであろう。権右衛門、五郎助の獄死事件については他日史料により解明されることがもしあればこれに過ぎるよろこびはない。

史家は故人の名誉に関する記事を誌するにあたっては慎重の上にも慎重を期すべき、という鉄則を肝銘すべき一事例であろう。

平岡氏系図の行方

中世まで永くこの地を支配していた棚居城（荏原城、平岡城）の城主平岡氏のその後を探求する。

一、天正の嵐

伊予河野家十八将の首位たる重臣平岡氏の事績については、その本據地棚居城（平岡城）のある荏原郷の「久谷村史」編纂にあたり村長水口三郎氏自ら之を総覧し、編纂委員十氏により昭和四十三年に発表されている。それは郷土史家柳原多美雄先生の指導の下に研究されたもので、その業績に対し私は深い敬意をもっている。

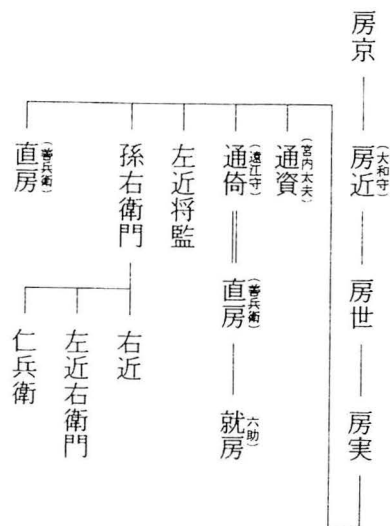
中予の一角に古くから天正の世まで永く勢威を誇ってきた平岡氏には、どうしたものであろうか、房実以前の正確な系図がない。僅かに残る中世古文書に散見する平岡氏の姓名と事績とから推測する以外に方法がないと云う。

天正十三年（一五八五）河野家滅亡のとき、平岡氏の当主は、大和守房実の次子遠江守通倚である。予陽河野家譜の記述によると、通倚には嗣子治部少輔通長があつたが、湯築城開城のとき、小早川隆景の陣に赴かしめ、河野家の為に人質となっている。彼はその後帰されることがなかったのであろうか、通倚の後継は、通倚の末弟である善兵衛直房である。直房後に毛利家の家臣として、禄五百石で召抱えられ長州萩の邸に居住した。のちに大島郡和佐村に隠居し、慶安元年（一六四八）三月二十日、七十九才で歿した。直房の墓

は同地にあるという。その嫡子就房家をつぎ、一時姓を岡氏と改めたが、後にまた平岡姓に復した。

就房から時は流れて九代の後、通義のとき王政復古となり、通義は官軍に投じて北越地方に転戦し、ついで官途に就き、明治二十三年東京に転じた。

同家の系図には



と伝えられている。

しかしこの系図は房実以前は不分明と註記されている。

通倚には左近将監、孫右衛門、直房ら三人の弟と妹二人があった。左近将監は天正七年に病歿し、孫右衛門は喜多郡米津城主津々木谷氏をついだが、河野家滅亡後、本姓の平岡姓に復した、女二人の一人は村上景親の妻となり、一人は土居某の妻となったと云う。

平岡氏系図は、房実の代に忽然として消え失せたのは如何なる事由が存在したのであるうか、通倚には父房実以前の系図は傳わっていない、何故に通倚に傳わらなかったのだろうか。以下この疑問に対し私見を陳べることとする。

平岡氏については古くからこの地、荏原郷に土着した豪族であるとされ、源姓であるという説もある。前掲平岡系図にもあるように、房実には五人の男子があり、その長子は通資である。通資については、昭和四十七年一月十一日の愛媛新聞紙上に、愛媛県史編集委員の柳原多美雄先生は「歴史の焦点」の記事中「平岡房実の歿後、その長男通資が後継となった。通資は宮内太夫と稱し、河野氏の執事となり、元龜二年織田信長の軍勢が風早、

堀江、三津方面に侵入した際には姫原方面の戦に出陣して織田勢を大敗させている、(これは予陽河野家譜に依ったものであろう) —通資が若くして歿すると、その弟通倚があとを継いだ。通倚は遠江守と稱し、兄通資につづいて河野氏の執事となった」と述べている。また同紙面に於て同紙の松久記者は「…在原城主は平岡房実・平岡通倚と継がれていた」と記して何故か通資については触れてはいない。

平岡房実の歿年は定かではないが、景浦勉先生の「河野氏の研究」によると「河野家代々繪旨御教書之写」により、將軍足利義昭より平岡大和守宛の御内書の日付は元亀元年(一五七〇)十一月二十六日付であり(永禄十三年=元亀元年)十二月朔日付で盛岡(垣生)と連名して房実より二神修理進(重成)宛の文書が二神文書にあることが述べられている。一方別の視点よりしても、房実の末子善兵衛直房の歿年令と歿年月により逆算すると、元亀年初の出生であるから、この頃までは房実が生存していたことが確認出来る。

また由並耆岐守通資名により、天正二年(一五七四)に平岡氏の所領、拜志郷の鏡ノ宮の太夫源七に対し知行安堵状を与えている(正八幡文書)。

通資のことが史上に現われる最初のことは父房実と共に主家河野氏の執事として永禄八年(一五六二)三月二十日、河野氏の命により高野山に参詣して上蔵院を宿房と定めた。それからのち高野山に参詣する者は、上蔵院を宿房とすることになった。その四月八日、若き通資はその亡母月府妙雲大姉の墓碑をこの聖地に建立した(上蔵院文書)

これを具に吟味するとき前述の末弟直房の出生は元亀年初のことであり、通資が生母の墓碑を建てた時点からも、更に数年以上も後のこととなる。則ちこれにより房実には複数の妻があったようである。通資と直房は明らかに異母兄弟であった。

房実の先妻の子と後妻の子との間に一線を画すとすれば尔後の歴史の展開を勘案するとき、それは通資と次弟通倚の間と考えられる。通資は幼時その生母を亡くしたので継母の許で生長し、常に生母に憧憬するところが深甚であったのであろう。長じて高野山に使用したとき、この聖浄の地に亡母に対する切々たる情愛をもってその墓碑を建立したものであろう。

孤立した若き通資の姿を彷彿せしめるものがある。ここに此事とは看過し難く継母との

間に埋め難い隔壁が感ぜられる。

予陽河野家譜等によると、元亀三年、阿波の三好氏と通じた織田信長の臣、山岡対馬守、平手右衛門らの軍勢が風早、堀江の浜等に侵入したとき、通資は湯築城の留守を守備し通倚らは之を迎え討って大功があった、とある。屋形の下にあって前線の戦闘に当ることは武将の本懐であろうが、留守の本城を守り不測の事態に備え、兵站補給の任に補されることは凡将のよくするところではない、通資また姫原、風早等にも討って出で武功を挙げた、通資は平岡家を継ぐに不足の将であったとは考えられない。

恰度この頃より房実についての情報が傳えられるところがない。死歿？又は隠居したものであろうか。通資が平岡氏の継嗣として家督を相続したか否かは明確なる史料は見当たらないが舎弟通倚が家督を相続するに至った背景には如何なる事情が介在したのであろうか、継母の願望に通資は心ならずも身を引いたものであろう。

天正十三年豊臣秀吉の命により、小早川隆景が湯築城に迫るのとき通倚は二ノ丸を守備

した。通資の名はこのとき表われてはいない、河野分限録によると、この頃は通倚が平岡氏の主将としてその跡目を継いでいたようである。通資は平岡氏の番城、由並城にあったのであろう、由並城の所在は、荏原郷の西方、大堂山（大友山、大砥山、王党山）に在った番城、王党城の別名であることは、寛永十五年（一六三八）八月に書かれ「空性法親王四國霊場御巡行記」に

「八塚の西山王党由並の城跡に遺りし礎^{きわ}や…」とあることによって明かである。しかし由並耆岐守通資は健在であった。

河野家滅亡後、天正十五年七月九日通直公が毛利氏を頼って芸州へ隠退したとき随従した五十余人の中に由並耆岐守通資、平岡遠江守通倚兄弟の名があることによって証されよう。

以後の兄弟の消息については正確な史料がないので不明であるが、後に書かれたと思われる「海南漂萍秘録」によると、天正十五年四月に九州に向かう秀吉が竹原の宿所雲龍閣に入るときを狙って河野の遺臣およそ三百人が麓八幡藪中に潜伏して襲撃の機を待ったが、

この計画が事前に露見して全員戦死又は自刃して果てた。この首謀者の中に兄弟の名も見えることによって主家河野氏のために精忠の人であった世評によるものであろう。このとき通資は竹原湾の船上で包囲され自刃したとある、通倚についての記述はない。この秘録の記述は矛盾が多く、どれだけが真実であるかは不明である。

また昭和五十六年に宮崎信昭氏が「八幡藪事件と河野氏の墓」を刊行して、文禄元年（一五九二）に秀吉が朝鮮侵攻のとき、肥前の名護屋の本宮へ下向の途中を竹原に襲ったものであるとし、三原町字串野の山林中にある墓群を挙げて河野遺臣の最後の姿を説いている。

河野家滅亡後の伊予に於ては通資（宮内大夫）の嗣子を含めその遺臣、豪族達は厳しい現実には直面したことであろう。天正十四年には秀吉の検地により、その作柄の三分の二の苛酷なる徴収が行われている。同十六年には刀狩りを強行して民間の武器を没収し、兵農を分離して身分制度を創設し、下野帰農した領主や遺臣達には従来慣行してきたあらし

この使備を禁止して、その力の温存を許さなかった。曾て兵農一致を常の姿とした戦國期の下級武士達は、武を棄て、農に専従することは比較的容易であったであらうが、多くの郎党やあらしこを抱え、自ら鋤をとる術のなかった領主層は一轉して厳しい現実には直面したことであろう。或は庄屋職等に任ぜられ、或は前歴を秘して隠忍下野して肅々と帰農し、次第に新秩序に順応していったものであろう。

ただ僅かに旧勢挽回を策した者は慶長五年に新領主加藤嘉明が東軍徳川家康に加担して関ヶ原に出陣の留守中、西軍豊臣方に与した毛利方の臣、宍戸景世、河野の遺臣平岡孫右衛門らの軍勢、三津浜に上陸して松前城を攻畧しようとし、又平岡直房らの荏原一揆も蜂起して、久米の如来院にたて籠り、更に山越地方に通れて還熊八幡社を本陣として戦ったが留守を守る佃十成等の反撃にあい海上に通れて芸州に潰走した。通倚の継嗣善兵衛直房は以後は前述の如く毛利氏に仕えて長州大島郡和佐村に住した。

応仁以来つづいた戦乱の嵐は伊予に於ても漸く鎮静し、萬民の希った天下泰平の時代へと開けていった。

系図、それは傳統ある家の誇りとして最重要なる家宝である。中子の豪族平岡氏の系図が房実以後通倚に傳わっていないことは房実の長子である由並耆岐守通資（宮内太夫）が之を所持していたことが当然考えられるところであろう。

二、中野村定法

天正の太閤より降って徳川幕府の治政になり、時は流れて二百三十余年、文政九年（一八二六）五月、中子の浮穴郡中野村の庄屋宮内宇平治敷躬たむらが、ときの氏神三嶋大明神（現牛淵の浮嶋神社）を訪ねて問うに慶長八年（一六〇三）に宇平治の祖先である宮内與三平衛義範が中野原開基の初め、氏神三嶋大明神に参籠し、中野原開拓の成否について神託を請願したとき、満願の暁夢想に現れた大明神の宣託に従い中野原入居を決めた。

これに報謝して奉納したという宮内家重代の武具太刀等について尋ねた。ときの神官相原肥後守宗乗の答うるに、当神主家は五代の昔、隣接野田村の社へ別家のこともあり、その時の書き物も損じて見あたらず、また件の奉納品も今此処にはないが、宮内家に傳わる。

古記録のことは当社に書き留めて、今後古きことお尋ねのときは、御役所へも書写して差出し度いと、そこで宇平治は祖先自筆の一卷を持ち来り、宗乗書面のままと和紙二十三枚に書写して残した。これが現在浮嶋神社に傳わる「中野村定法」である。宇平治は更に翌年野田村の三嶋大明神（現徳威三嶋宮）についても之を尋ね、同社にも見あたらず、こゝでも同社の神官宗貞が和紙十三枚に抜書して留めた、これが同社に傳わる中野村定法である。

本題に係る重要部分を浮嶋神社の中野村定法より原文のまま写す。

「當村開基之事

慶長九甲辰年正月御國主加藤左馬助嘉明卿之御時世宮内與三兵衛義範此所開キ度旨御願申上則御奉行足立半右衛門殿御免書被成下開発ス人隣遠キ所故武具等所持御免被成下候事

宮内與三兵衛義範

義範三十八歳ニシテ此原中ニ来リ狼狽ノフシカナリシヲ開初シ也慶長八年卯十二

月二氏神一七日社籠シテ祈願ニ日可成一村ト於地者安住仕哉否満願之曉夢想ニ曰
此原中二居ヲカマエ歴テ歲月可繁栄所也特牛之臥所可住宅トテ夢覺メ又義範瑞喜
シテ則左文字式尺五寸太刀一腰、墨系威鎧一領、甲一刎差上ル何レモ重代之由申
傳也瑞夢之通黄牛曳来ニ夜原中臥ス牛ヲ放置同所臥ス此所屋敷ト定也

家之傳來

家之傳來

觀音菩薩尊像 御一佛御長三寸六分

觀音菩薩尊像 御一佛御長三寸六分

左文字太刀一腰 但氏神江差上ル也

行基之御作ト申傳也

鎧型之甲一刎 同

左文字太刀一腰長式尺五寸

墨系威鎧一巻 但桐之箱ニ入

但氏神江差上ル也

慶長九年田方五反島方式町九反ヒラキ追々田畑トモニヒラキ田方用水田窪牛瀧野

墨系威之鎧一領同差上ル

田ヨリ水ヲ取りヤシナフ、足立殿ヨリ用水下スヘキ由三箇村肝煎中江御觸状アリ、

鎧型之甲一刎 同

サテ亦所々ヨリ来住相望候者共江八田畑等遣シ有リ附申者七人アリシヲ近年之内

家之系図一巻 但桐之箱ニ入

取立テ百姓トナス諸役御免之上田畑ヒラキ申外無業

右五品也外弓鉄炮 鏈

齡算六十歳ニシテ死去ス

法名號清木院光誉浄範居士

寛永三 年八月二十一日

法名號清木院光誉浄範居士

とある。

とある。

定法の記録を読み進めば、二代目與三兵衛義意よしみちの元治元年十一月十八日に住宅焼失す、

此のとき御作の観音菩薩像並に家の系図を焼失すと、これらの記述を書写した神官宗乗は

宮内家の由緒について強い関心をもつに至ったものであろう。

閑話ながら宗乗の父能登守宗勝は天明六年（一七八六）松山隠士の選になる「名人異類

鑑」により松山藩領内に於ける諸道三十七部門のうち、神道に於て斯道隨一の評を得た碩

鑑」により松山藩領内に於ける諸道三十七部門のうち、神道に於て斯道隨一の評を得た碩

学の士であり、宗乗また父に劣らぬ学殖豊かな人であったというから史料の軽重を洞察する慧眼をもっていたものであろう。

さて河野氏滅亡のとき、その麾下の領主達は多く下野して民間に下ったが、下野した土地は古来縁由ある旧領内が多い。

中野原に下野した宮内與三兵衛義範はもと此の地浮穴郡にあった武人の後裔ということに至って自然である、家重代の品々は何れも下級武士のものとは考え難い。

古来平岡氏の所領はその本據地である棚居城を軸とする浮穴郡とその周辺で在原、拜志井門出部等の諸郷であり、中野原は本據地に隣接する旧領である。平岡通資即ち宮内大夫の子宮内與三兵衛義範と推測しても不自然ではない。平岡氏は古来この地に土着した豪族といわれ、世を渡る梟雄ではない。則ち平岡氏児孫の生きる地は、この浮穴の地の他は考えられないところである。

また中野原に下野した初代義範自筆の定法に「家の系図一卷、但桐之箱二入」とこの疊重なる記述——それは往昔と対比して今は一介の庄屋に零落した感懐の余韻を含んでい

る。この系図こそ中予の豪族平岡氏系図そのものではなかったであろうか。

このことは一方「どうしたものか平岡氏には房実以前の系図がない」という通倚家の事実と相呼応対蹠している。

次に僧行基御作の観音菩薩の尊像は、平岡家の家宝として代々継承し来ったものである。行基と在原郷は深い縁に結ばれている。行基の生きた時代は七世紀後半から八世紀前半、大宝律令が施行された頃のことである。行基の史上に残した最大の偉業は東大寺の世界最大の佛像の鑄造を成しとげたことである、行基その資金を調達のため近畿圏を主とし諸國を巡歴し、寺院を建て、橋梁を架し、道路を通じ、池溝を掘り、堤防を築き航路を拓けること多くその佛法を説くや道俗之を隨喜して菩薩と呼べりと。

当時凶歳つづきて作物稔らず、衆庶の生活逼迫して多くの奉養を得られず、その多くは豪族等の寄附に俟つ、行基この地在原郷に來り淨瑠璃寺を開山し、本尊薬師如来像は行基の御作と伝えられ、一名瑠璃光如来はやがてその名に負わせて淨瑠璃寺と唱えられたという。また東方ひがしがたの大蓮寺の御本尊、十一面觀世音菩薩像も行基の御作と伝えられる等、行基

ゆかりの土地である。平岡氏の祖は此の地の豪族として之に奉賛して観音菩薩像を報施されたか、或は後代この地の豪族となり、先住の仁より之を承継するに至ったかは不明であるが、行基御作の観音菩薩像はこの荏原郷の地縁につながることは容易に考えられる。

淨瑠璃寺の歴史もその後変遷あり、大同二年一月、僧空海再興して、四國霊場四十六番札所となり。その後國司、國主、名僧知識により屢々再興修理されたが開山以来時には無住の寺となる等隆替の歴史を重ねた。平岡氏にあっては尊崇厚く、建徳年中遠江守通影は伽藍を補修し、また天文二十三年には平岡大和守通房（房実）は二重の塔を再建している。今通倚の巨大な五輪塔がその境内に立てられているのはその祖先並に本名の並々ならぬ寺院に翼賛した功德による故であろう。

平岡氏と淨瑠璃寺、淨瑠璃寺と行基、行基御作の観音菩薩像と平岡氏は佛縁によって何時の時代からか結ばれ、平岡家の家宝として抱持したことは至極当然の事であったであろう。

また家重代の左文字の銘ある式尺五寸の太刀、墨系緘の鎧、鍬形打った兜は何れも由緒ある武人の所有と考えられる。

文政九年のとき宇平治が、ときの氏神三嶋大明神を尋ね祖先義範奉納の品々に接しその出自について探求しようとしたものである。中野村定法の記録によると宇平治は文政十年九月五日、祖先を祀る宮内社を中野に建立して野田社の神官宗貞やその子主計をして氏神以上の祭祀料を献じて年々祭祀をつづけるようにしている。

しかし宇平治敷衍は初代義範の父は平岡通資（宮内太夫）と知れば、中野原開基のはじめ神託を祈願した氏神三嶋大明神は、平岡氏の氏神である東方の三嶋大明神を指して尋ねたであろうに是非もない。

今、東方の三嶋神社の宝物の記録に荏原城主平岡大和守通房（房実）の具足並に銘刀の寄進ありと（具足とは甲冑）この三点揃った寄進物件は義範の奉納物件と一致する。しかしその寄進は天文三年（一五三四）八月とある、天文三年は房実未だ少年の頃である、疑義は残る、またその銘刀は左文字式尺五寸のものであろうか、——同社の宮司権名津隆氏にこの宝物について糺したところ、氏は同社の社職をついで日も浅く、一切不明ながら

現在斯かる宝物は一切存在していない。聞くところによると今次大戦終戦の頃、神社の宝物は盗難に遭ったという。村史編纂のころは既に現物は無かったという。今一步疑義を残しつつも行く手は空しい迷路に逢着してしまった。

定法の初代義範の項に「サテ亦所々ヨリ来住相望候者七人アリシヲ近年之内取立テ百姓トナス」等の詞藻は専政時の豪族、領主のよくするところである。

次に平岡氏関係畧年表に、房実、通資等の推定分◎印を重ねてみる。

大永三年頃（一五二三） ◎平岡房実出生

天文一四年頃（一五四五） ◎由並耆岐守通資（宮内太夫）出生

永禄八年（一五六五） 通資高野山に生母 月府妙雲大姉の墓碑を建てる

同 一〇年 宮内義範出生

元亀元年（一五七〇） 善兵衛直房出生

同 三年 信長の軍勢伊予に侵入

天正二年（一五七四） 由並耆岐守通資、林の太夫源七に知行安堵状を出す

天正一三年（一五八五） 河野氏湯築城開城

同 一五年 河野通直竹原に歿す

通資、通倚消息不明

文禄三年（一五九四） 宮内義範の子義意^{よしと}出生

慶長五年（一六〇〇） 関ヶ原合戦

同 七年 加藤嘉明、松山築城開始

同 八年 徳川家康 江戸幕府を開く

同 九年 宮内與三兵衛義範中野原開發着手

元和元年（一六一五） 大阪城落城

寛永三年（一六二六） 宮内與三兵衛義範歿す（六〇才）

慶安元年（一六四八） 平岡善兵衛直房歿す（七九才）

右の如く平岡通資の子即ち宮内與三兵衛義範として時代的に違和感は全くない。

世話はなすべしと申す候は、又村方磯之右衛門義も同様引越世話仕り度き旨申し出で候に付き、兩人江世話方仰せ付けられ候様仕り度く存じ奉り候併せて、右小家建料米御座無く候に付き、米五拾俵無利拾年賦米拜借仕り度く御願申し上げ候御返納之義は郡植松番役拾ヶ年に滞り無く上納仕り候原番之義は引越仕付之者共、宅ヶ月代りに無料にて番方相調候様仕らせ度く存じ奉り候、新畑御年貢米之義は三ヶ年は作り取り、四年目より御檢分之上御見取り成らせられ候様願ひ奉り候此段宜敷く仰せ上げられ願之通り仰せ付けさせられ下され候は、は御国益にも相成り村方繁栄仕る可きは有り難く存じ奉り候以上

宮内宇平次自筆の「中野原開発日記」の一節と読文

(読文)

世話仕り度き旨申し出で候尚又村方磯之右衛門義も同様引越世話仕り度き旨申し出で候に付き、兩人江世話方仰せ付けられ候様仕り度く存じ奉り候併せて、右小家建料米御座無く候に付き、米五拾俵無利拾年賦米拜借仕り度く御願申し上げ候御返納之義は郡植松番役拾ヶ年に滞り無く上納仕り候原番之義は引越仕付之者共、宅ヶ月代りに無料にて番方相調候様仕らせ度く存じ奉り候、新畑御年貢米之義は三ヶ年は作り取り、四年目より御檢分之上御見取り成らせられ候様願ひ奉り候此段宜敷く仰せ上げられ願之通り仰せ付けさせられ下され候は、は御国益にも相成り村方繁栄仕る可きは有り難く存じ奉り候以上

戊十月
 中野村 宇平治
 中野村政次郎

三、宮内家のその後

宮内家は慶長以来明治維新に至るまで、代々中野村他南濃田(野田)村上林村の庄屋を歴任している。戸籍法制定時の当主は宮内義方である。その妻は下伊台村庄屋玉井雅次郎の四女柳で、関新平(初代愛媛県知事)の養女であった、その子保次郎は愛媛県尋常師範学校(第三期生)を経て教職に就き明治二十七年、二十四才のとき田窪(重信町)尋常高等小学校長を最後に教職を辞し、屯田兵を志望しその下士官になり、無限の夢を北海道の新天地に求め彼の地に渡った、翌二十八年家族近親者一同総て石狩國雨龍郡ヲサナンケツフ四十五番地へ移住する。保次郎英語をよくし、米國商社との交易にも着手する等父祖に血を享けた開拓者精神の儘を生きた。

その後郷土に於ては親籍中より仙波太郎中将、岩崎一高代議士他の著名の士を輩出してゐる、保次郎の三男玄造氏が後をつぎ札幌市にて歿す。氏の許に上代につながる手懸りはと淡い希望をもったが渡道後屢々居宅の変動あり、同氏や近親者周辺にも今は「中野村定法」すら喪失して見当らず、ただ文政十一年に庄屋宇平治敷躬自筆の和紙三十枚にしるさ

れた「中野原開発日記」の一冊のみが残っていたが、これも昭和五十年頃同氏より愛媛県立図書館に寄贈したという。

亡父保次郎よりの傳承を且つて玄造氏は静かに語った。義範中野原開基のはじめその屋敷の四隅には家臣の住居を配したこと、行基菩薩御作の一寸六分(?)の観音菩薩像を所持していたことが語られた。保次郎もまたその父義方よりの傳承であったのであろう。

玄造氏の長兄(早逝)に対し日常家中にて「十六代さん」と敬稱していたという。これは累代積算して呼び慣わしてきたものであろう、従って保次郎氏は十五代目であった。これによれば中野原入居の義範より前に猶五代あったことを伺わせることとなる。

則ち中野原入居後の宮内家は

宮内與三兵衛義範よしもと—與三兵衛義意よしもと—與三兵衛致達よしもち—與三兵衛良本よしもと—伊太夫(與三兵衛)
義雄よしお—與治右衛門—宇平治敷躬よしむと—與三兵衛唯義—義方—保次郎—玄造と繼承された。

従って中野原入居の義範は六代さんであり、それより上に五代の祖があったことになり、現に平岡家に所持する系図は房実以前は不分明とは言うものの宮内家の傳誦と奇しくも一

致するものである。

歴史は次第に風化する、幕末に近い萬延元年十一月六日歿の章督寿榮義唯居士の墓石に宮内與三兵衛源唯義と刻まれている。宮内家は源姓であるという傳承に據ったものである。

四、むすび

久谷村史に由並老岐守通資(宮内太夫)の人となりについて「この人父房実とちがって温厚な人物であつたらしい」としるされている。

通資が河野家の重臣として生きた世は応仁以来の戦乱武闘に明け暮れた時代である。

主家の威令振わず、配下の間にも確執あり。外憂また踵を接した。当時漸く萬民挙げて天下泰平を願う思潮の中にあつて、錯雑たる不信の世界に倦み厭き、泰平を願う武人がいても不思議はない。通資は継母の希望を容れ弟通倚に家督を譲つたのち、俗世を離脱し好んで宮内太夫を稱したものであろう。一書には老岐入道とも書かれている。



王党山より中野町方面を望む

「中野村定法」の記述によれば庄屋与三兵衛致達の貞享元年(1684)洪水人家の上、大川筋瀬北へ切れこみ、田畑多く川成になる、よって人家を辰の方へ2丁30間引く。大川本瀬邑の北へなる也。とこの時以降中野村は大川(重信川)の南に位置することになり、養水体系も大川南の現在のものとなった。

従って当時は大川の流れは現状よりもはるかに南方(手前)を西下していたであろう。



しかし家傳来の品々は長兄五代さん通資自ら之を堅持し、天正の嵐吹く某月某日、最早再会の望みも期し難く、通直公に供奉して芸州に発つ通資よりその訣別に際し、旧領伊予に蟄居せしめた一子、六代さん與三兵衛義範に人生を諭し、後事を囑して傳授したものであろう。

宮内太夫の脳裡には由並城砦の北辺を西下する伊予川(重信川)の上流、その対岸はるか野田村の間に広がる広大な中野原の緑野は子孫新生の天地を啓示して燦々と耀いていたのかも知れない。

エッセー

上林字小根木

森氏について

上林の林川左岸に或は幅広く或は狭く地形によって上林の聚落が断続している、一方川の東には於検校や花山城の東々南には花山の聚落がある。

もう一つ花山城の東々北字小根木に今はなき幻の聚落がかつてはあった、城の裏側ともいうべき此處には数町歩以上の元水田と思われる岸積みのある平坦な畑と林地、又谷川に添っては今もなお一町歩余の水田がある。

この畑の中の山路添いに七基の墓碑が現存している。他にもまだあるかも知れないがこの墓石に

は宝曆、明和、寛政のものが読みとられるがそれ以外のものはもう読みとれないし、それ以降のものはないようだ。往昔はこの辺りに人家の在ったことを推察させるものがある。

それを裏書きし、確認したのは川内町、当時の南方村の組頭だった某家の系図によると、享保五年四月二十七日卒として艶寿院離真妙現大姉が上林村谷森某の女としてしるされていることは別として、同系図に安永三年五月五日卒として法徳院即室妙心大姉が上林村字小根木森氏女としるされている。同女の歿年齢の記入はないが、その夫は同安永三年三月二十六日卒八十八歳としるされていることより推察して宝永、正徳年代頃に小根木より嫁いで行ったものであろうから、少なくともこの森氏は今より二百七、八十年前はこの地に居

住していたことが判る。

但し前記の墓石が即ち系図の森氏のものか否かは全く不明である。

かつて花山城の背後の守りのために配置したものの後裔であったか、生活の利便のために後にこの地に居住したものかも推察の他ないが、この地にもそれなりの聚落の存在していたことを物語っている。

郷土ゆかりの人？

拳骨和尚、物外不遷伝

去る日友人に「拳骨和尚は上林にゆかりの人らしいが知っているか」と訊かれた。拳骨和尚についてはもう数十年もむかし早大出版部刊行の図書の中で、鳥山景三という先生の記述したものにより、拳骨流の創始者で、物凄い怪力の持主、碁盤こばんの裏にその一撃で窪味を作ったとか、その用いる鉄の錫杖しやくじょうは常人が持ち上げようとしても動かばこそ、大地に生えた生木の如きものであったとか、或は永平寺の超大型の梵鐘ぼんしやうを一人で持ち上げたとか、その逸話は限りがない。そんなことは承知していたが。然しこの怪傑和尚が上林に縁由ゆかりのある人とは初耳であった。

早速友人から件の本を拜借して読んだ。それは著名な評論家でもある田中忠雄というれっきとした仁の記述である。それによると、明治三十七年一月刊行の高田道見編著による

「物外和尚逸伝」という本によったとある。その後私もその原著が見たくて県立図書館や、在京の息子に頼んで日比谷の大図書館や目ぼしい大図書館を探してもらったが見つからなかった、もう国立国会図書館だけだと言うことであったが、もういいだろうと言って打ち切ったが、よっぱどの稀少本せうじょうであろう。

ここには田中先生延べるところの高田道見編著の経歴を骨子として若干加筆して紹介することとする。

物外の系図を辿っていくと、武田信玄九代の子孫である。父は第八代の信茂で松山藩侯松平隠岐守に仕え、三木兵太と名乗った。母は同藩の家中、森田太兵衛の娘である。物外不遷はその長男として寛政六年松山の城下で呱呱こゝこの声をあげた、幼名を吉次郎といった。

ところが以上は表向きのごとで逸伝の云わんとするところは、物外の弟子渡辺木鈴和尚の話として、本当の父は以外にも藩主松平隠岐守その人だというのである。この隠岐守は薩摩の島津家より松山へ養子に來た方、若くして辰丸さまといっている頃、御殿女中に手をつけて生ませた一子が後の物外だという。そしてその生母は浮穴郡上林にいた武田氏の

出身だった。仍ち草深い上林の里で質実に育った信玄の子孫であったが今は大奥の女中仕えでも下役の若殿様の浴室の御用をつとめているときにお手がついたという。

浴室づとめの女性でこうした例は他にもある。徳富蘇峰の近世日本国民史では徳川八代將軍吉宗公の生母は浴室づとめの百姓の娘であったとあり、近くでは文化二年頃の松山城下の民家秘蔵の古文書にも、風聞信おけずと但書しながらも次の文がある。「大守いかなるえにしやありけん御湯殿の女中にお手かかりしが程なく懐胎して妊婦のつつしみ滞りなくして安産す。玉の如き男子にして大守御喜悅斜ならず、その名を弁之亟殿と申さる」とあり、物外の生まれた時と近似したこの当時こうした風聞が城下巷間に噂されていたことは事実である。か言^てって単絡^{たんらく}してこれこそ物外でござんす等と言う気はないが、渡辺木鈴和尚の話も何等かのかかわりが絶無とも言い難い。さて木鈴和尚の話の筋に戻って、その母の出身は武田信玄の遠孫でも今は百姓か又は假寓^{かぐう}の住まいであったであろう、ついに貴人のご落胤を宿して男子を出産したがそれは表向きを憚^{はば}かる生いたちである。

幼少物外を抱きかかえた若くして美しいその母は、目も眩^{くら}む絹の餅肌、脛^{はざ}の白きに恥じ

子
久万美術館蔵 物外不遷書

久万美術館蔵 物外不遷書

らう姿を重信の清流に落しつつ、チャブ、チヨブと渡渉して上林の里にしのみ帰りもしたであろうか。さてもこの説によると、生まれた子は寅の寅の寅の寅の日の寅の刻に生まれたというので虎雄と名付けられ。数え年六才のとき山越の龍泰寺に小僧にやられた。当時小僧に入ることは一応の家の子弟の他は容易なことではなかった。多分貴人の御落胤だからということであっただろうか。大変な暴れん坊で師の坊ももてあましたらしい。そんなこともあってか広島の傳福寺の住職、観光^{くわんこう}の許に乞われて貰われてゆき不遷と名づけられた。頭もまた利発で師の坊も舌を巻いたとある。

師の目をしたので剣術の道場に通った。武芸はその天稟てんりんだった。その後同国新山の国泰寺で坐禅を修業した。然しここでも物騒な悪戯がすぎて勘当され国外追放ということになる。

以後儒学を修め、参禅と武芸修行を兼ねて諸国を行脚し、宇治興聖寺の高僧磨輒まぜん大和尚のもとで参禅学道した。さらに江戸に出て梅檀林うめだんりんで三年永平道元の禅にうち込んだ。

こうした修業時代を経て文政七年二十九歳のとき広島に帰り、もとの師傅福寺の観光和尚に対面した。

そこには昔の腕白小僧が今では天下に名高い物外となり、佛法も武道も俳諧、馬術も第一級の人物に成長していた。風橋露宿修験を遂げた愛弟子まなでしが忽然として今老師の前に立ったのである。あゝ何たる感慨！そこで昔の勘当を許し濟法寺の住職に推挙された。聖儒孔子も曰く、力と業ちからわざとは論ずべからずと、前述の如くその怪力は綱引きで二百五十人力といわれ、厚板を打ち窪めてお盆にしたり、柱にうち込んだ拳骨の跡が今でも関西では残っているといわれる。これを見た相撲の大関、御用木が試合の前に震え上って退散したり、関

西で雷名を轟かせた剣客河内次郎に柔術の極意を伝授したり、京都の新撰組の道場で近藤勇に挑まれて試合をした。

近藤の槍に対し物外はただ二つの木腕で相對し、槍の蛭巻ひるまきを二つの腕で挟んで動かさず、近藤ついに渾身こんしんの力を振りしぼって槍を引く——間一髪大喝だいかつ一声パッと腕を放した、槍は空を切って後ろに飛び近藤はもんどりうって後にぶっ倒れたとある。

姫路の殿様は深く物外に帰依し幣へいを厚うして長期招聘し藩士の教育を懇望し、併せて怪傑物外のタネが欲しいということになって何人かの美女を配してサービスにハッスルさせたが、この道は上林男のフンベツが邪魔をしたのか不発に終り姫路侯期待の作戦はうまくいかなくてガッカリしたとのことである。

偕て物外は晩年、国事多端尊王攘夷、百家争論の中、七十余歳をもって尚国事に奔走し。畏こくも孝明天皇に拜謁所信を奏上、宣旨を体して長州に下向の途上、慶応三年十一月二十六日体調急変あり。七十三歳をもって大阪にて遷化した。

木鈴和尚説を真説とすれば物外不遷和尚ゆかりの地上林の、その滾々こんこんとして盡きること

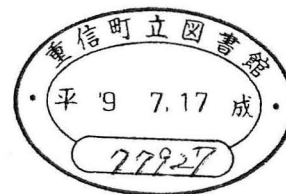
なく湧き出づる真清水の如く、この深奥なる山里に人々の知られざる数々の歴史が他にも埋もれているかも知れない。

筆者略歴

- 大正五年（一九一六）十月二日父森喜三郎母カズの三男として本籍地愛媛県温泉郡拜志村大字上林甲二七八六番地にて出生
- 昭和十一年独学にて専検六科目合格（文部省）以後英語の独習に無能にして時を喰い残科目の受験の機を逸す
- 同十四年八月補充兵として山砲兵第四十連隊第八中隊に入営
- 同年十月坂出港出發武昌上陸・以後湖北省東南地区の警備、九宮山第一次、三次及陸水作戦次で宜昌作戦及漢水作戦、予南作戦、藕塘作戦に参加
- 同十六年三月西部第三十六部隊に転属武昌乘船同四月善通寺帰着召集解除
- 在役中通信兵としてまた大隊本部事務室にて功績上申書類の作成等に従事
- 同年七月日本製鉄入社同社の大冶鉱業所（中華民国湖北省大冶県の大冶鉄山の開発）に参加単身渡航同所庶務課勤務・従業員の功績上申事務次いで本社及各作業所、軍並びに政府関係機関への「大冶鉱業所事業状況報告書（月報）及綜合旬報の起草に当る
- 同所最盛時日人従業員三千人華人労務者二万人、戦中の我国鉄鉱資源の九〇％以上の年産百万吨採鉱搬出に微力を捧げる
- 同十八年八月宮内隆子と結婚
- 同二十年八月敗戦

正 誤 表

頁	誤	正
21	㊸ 前 福 寺	㊸ 善 福 寺
	図中㊸二ヶ所あり	左の㊸消去
73 76	白 い 鳥	白 い 鳥 <small>か</small>
80	前 途	前 述
82	久 作	久 助
85	(読文中) 無礼	無 札
86	あ っ か	あ っ た か
88	罪	非
120	か つ 言 っ て	か と 言 っ て



村の風土史
 平成九年六月二十三日発行
 著 者 森 常 蔵
 現住所 温泉郡重信町上林甲二七九四番地
 電 話 〇八九一九六四一三一四五
 印刷所 有光印刷 有限会社

〇大治日本人会結成、大治日本人会報（日刊紙）発行を担当する
 〇同二十一年五月引揚（二十九才）
 〇同年十月日本製鉄本社命にて前職のまゝ八幡製鉄所総務部出仕を命ず
 〇両親の希望により同社依願退社故郷に分家農業に従事
 〇平成九年傘寿を機に本小誌を撰す。